

令和3年第4回東大和市議会定例会会議録第18号

令和3年11月30日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（33名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	田村美砂君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	川口荘一君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	田辺康弘君	学校教育部長	矢吹勇一君
学校教育部参事	小野隆一君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
財政課長	鈴木俊也君	総務管財課長	宮田智雄君

文書課長	嶋田 淳 君	情報管理課長	菊地 浩 君
職員課長	岩本 尚史 君	保険年金課長	岩野 秀夫 君
地域振興課長	石川 正憲 君	子育て支援課長	新海 隆弘 君
子育て支援部 副 参 事	榎本 豊 君	青少年課長	石川 博隆 君
生活福祉課長	川田 貴之 君	障害福祉課長	大法 努 君
健康課長	志村 明子 君	土木課長	寺島 由紀夫 君
下水道課長	廣瀬 裕 君	社会教育課長	高田 匡章 君
中央図書館長	浴 靖子 君		

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 4 第 9 号報告 専決処分の報告について
- 第 5 第 10 号報告 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の却下の報告について
- 第 6 第 3 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 第 61 号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例
- 第 8 第 62 号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 9 第 63 号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 第 64 号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 第 65 号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 第 66 号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 第 67 号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 第 68 号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 15 第 69 号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例
- 第 16 第 75 号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 17 第 76 号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について
- 第 18 第 70 号議案 令和 3 年度東大和市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 19 第 71 号議案 令和 3 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 20 第 72 号議案 令和 3 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 21 第 73 号議案 令和 3 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 22 第 74 号議案 令和 3 年度東大和市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 2 3 第 7 7 号議案 令和 3 年度東大和市一般会計補正予算（第 8 号）

第 2 4 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 2 4 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、令和3年第4回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る11月25日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず初めに、定例会の会期であります、本日11月30日から12月15日までの16日間といたします。

会議録署名議員は、5番 森田真一議員及び20番 大川 元議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第9号・第10号報告、第3号諮問、第61号議案から第69号議案、第75号議案、第76号議案、第70号議案から第74号議案、第77号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。なお、このうち第76号議案につきましては、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

12月1日から3日、6日、7日の5日間は一般質問となります。

12月8日水曜日から14日火曜日までの7日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

12月3日、午後0時45分から代表者会議を、12月9日、午前9時半から厚生文教委員会を、12月10日、午前9時半から総務委員会を、12月13日、午前9時半から建設環境委員会をそれぞれ開催いたします。

また、12月13日、午後1時半から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、請願・陳情の付託、議員提出議案等の審査案件等がなかった場合は開催いたしません。

12月15日、最終日は、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

議員提出議案の受付締め切りは12月7日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受付締め切りは12月10日、正午までであります。

案件の内訳についてですが、報告案件2件、諮問案件1件、議決案件17件で、計20件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は18名です。

11月24日、正午までに受理した陳情のうち、委員会に審査を付託することとなった陳情は5件であります。

なお、議会運営委員会において取扱いを協議し、結論が出ていない陳情が3件ございます。

そのため、本日の本会議終了後に議員全員協議会が開催され、その終了後に議会運営委員会を開催し、改めて協議いたします。

最後に、本定例会最終日に契約案件の資料を議席に配付いたします。

以上が今定例会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本定例会における本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策について、御報告いたします。

現在の感染状況については、感染拡大のピーク時に比べて感染者数等の減少は見られるものの、本会議場に

おける感染防止対策については、従前どおり継続して実施していくことと決定いたしました。

改めて感染防止対策の内容を申し上げますと、換気対策として、本会議中は議場の西側の扉、傍聴席の北西側の扉や、議長席の裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。

また、演壇及び議員席並びに説明員席に飛沫感染防止パネルを引き続き設置しております。議員につきましても、3密を避けるため、定例会初日及び最終日の議案等審議においては、採決がございますことから、マスクを必ず着用し、全議員で出席することとし、一般質問についてのみ、定足数11名以上を満たすように、各会派等で調整を行うことで、退席できるものといたします。

また、出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ、3密を避けるため、答弁の予定のない部長職は退席できることとし、感染防止対策を取ることにいたします。なお、説明員席の配置につきましては、通常どおりといたします。

改めてになりますが、十分な新型コロナウイルス感染防止対策、会議当日の検温、手指消毒等を改めて徹底することをお願いいたします。

また、会議に出席する際は、不織布マスクの着用をお願いいたします。

なお、議員だけでなく、市長部局も含めて、全ての出席者に対してお願いするものであります。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げたとおりでございます。

皆様の御理解、御協力をよろしくをお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

5番 森田真一 議員

20番 大川元 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月30日から12月15日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を配付いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、10月18日に東京都市長会役員会がWEB会議形式にて開催されました。

議事1の流域下水道本部の庁舎移転についてであります。耐震化等に対応するために建設し、令和3年9月27日に開庁した流域下水道本部庁舎について、東京都から報告がありました。

次に、議事2の都立病院・公社病院の地方独立行政法人化についてであります。東京都に求められる行政的医療を充実・強化することで、都民の安全・安心を支えていくことなどを目的に進めている取組について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事3の令和3年度施策の見直しについてであります。各市に対する2件の補助事業の見直しについて、東京都から協議がありました。

また、このことを受け、議事7の令和3年度施策の見直しの取扱いについてを続けて審議し、協議のありました事項については、各市の担当部課長等で構成するワーキング・グループで検討することと決定しました。

次に、議事4の新型コロナウイルスワクチン接種状況等についてであります。新型コロナウイルスワクチンに関し、区市町村間における過不足調整の実施結果や、東京都における3回目接種の進め方の案などについて東京都から報告、説明がありました。

次に、議事5の新しい多摩の振興プランについてであります。令和3年5月開催の市長会議で説明のありました計画案について、市区町村への意見照会やパブリックコメントの結果を踏まえ、一部を修正の上、計画として策定し、9月10日に公表したことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事6の令和3年人事委員会勧告等の概要についてであります。令和3年10月15日に東京都人事委員会が行った勧告の概要について、東京都から報告がありました。

次に、議事8の令和4年度東京都予算編成にかかる最重点要望事項（案）についてであります。最重点要望事項として、新型コロナウイルス感染症対策の充実等を求めることについて決定しました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定し、承認いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会がWEB会議形式にて開催されました。

議事1の多摩地域における行政のデジタル化の取組についてであります。市長会事務局から令和3年度の政策テーマに係る取組の報告があり、これを承認いたしました。

次に、10月26日に、東京都市長会議並びに部会合同研修会が開催されました。

議事1の東京2020大会の御礼についてであります。東京都から、職員派遣や市有地活用の許諾等の協力に対するお礼がありました。

その他、東京都市長会議の議事につきましては、10月18日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

また、部会合同研修会では、奈良県生駒市長による「アフターコロナの市政運営」と題した講演が行われま

した。

その内容につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大等の危機による混乱は、既存システムを変革する最高の機会と捉えるべきであるといったものでありました。

以上で、市長報告を終わります。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議 長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 令和3年第3回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、10月9日に友好都市である福島県喜多方市、坂内鉄次市議会議長の葬儀に参列いたしました。坂内議長におかれましては病气療養中のところ、10月3日に御逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

次に、10月29日に第32回東京都道路整備事業推進大会が書面により開催されました。

議事では、大会規約の改正の報告に続いて、大会宣言及び大会決議が承認され、国及び東京都へ陳情活動を行うことが決定されました。

次に、11月1日にかねてより建設中でありました北多摩西部消防署の新庁舎の落成式に出席いたしました。

次に、11月6日に稲城市制施行50周年記念式典が稲城市中央文化センターで開催され、出席いたしました。

次に、11月22日に東京都市議会議長会理事会在東京自治会館で開催されました。

議事では、令和3年8月4日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会理事会及び評議員会の会議結果などの報告が行われました。

次に、令和4年度東京都市議会議長会事業計画（案）につきまして、原案どおり決定いたしました。この中で、東京都26市の議員及び事務局職員を対象とした議員研修会を、令和5年の2月に開催する予定であることが提案されました。

続いて、令和4年度同議長会歳入歳出予算（案）及び令和4年度同議長会関係役員（案）が提案されました。次年度会長には東村山市議会議長、副会長に国分寺市議会議長と羽村市議会議長とする内容で提案がありました。

次に、令和3年度東京都市議会議員研修会につきましては、来年2月4日、金曜日に府中の森芸術劇場において、講師に東京都立大学教授の阿部 彩氏を迎え、「コロナ禍における子どもの貧困対策について」を演題として行うとの提案がありました。

以上の内容について、理事会として全て承認いたしました。

理事会終了後に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても報告、承認されました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（佐竹康彦君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第9号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第4 第9号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第9号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、令和3年7月30日に発生いたしました市道の街路樹の倒木により、フェンスに損害を与えた物損事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和3年9月30日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

事故の概要につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和3年7月30日、金曜日未明、東大和市桜が丘1丁目1449番地2先の市が管理している街路樹が腐食により倒木し、民地内の相手方所有のフェンスに損害を与えたものであります。

なお、事故発生が深夜であったことから、けが人等の人的被害はありませんでした。

相手方につきましては、御手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から、市に過失があるものとして示談をしたもので、フェンスの補修費の全額10万540円を市が支払うものであります。

相手方へ支払います損害賠償金は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額補填

される予定であります。

事故後につきましては、再発防止のため、街路時の点検等を実施いたしました。

今後、より一層の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第9号報告を終了いたします。

日程第5 第10号報告 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の却下の報告について

○議長（関田正民君） 日程第5 第10号報告 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の却下の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号報告 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の却下の報告につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和3年2月24日、審査請求人が東大和市立中央公民館長に対して行った催物を宣伝するチラシの設置申請について、同館長が口頭で不許可処分を行ったものとして、この処分の取消し及び謝罪を求めて審査請求されたものでありますが、審査庁はこれを却下したので、地方自治法第244条の4第4項の規定により御報告申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1の審査請求年月日ではありますが、令和3年2月26日であります。

2の審査請求人の住所及び氏名ではありますが、御手元の議案書に記載のとおりであります。

3の処分庁ではありますが、東大和市立中央公民館長であります。

4の審査庁ではありますが、普通地方公共団体の長以外の機関がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、地方自治法第244条の4第1項の規定により、普通地方公共団体の長に対してするものとされておりますことから、審査庁は東大和市長となります。

5の審査請求の趣旨ではありますが、東大和市立中央公民館長が、令和3年2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ設置申請に対する口頭による不許可処分の取消し及び謝罪を求めるというものであります。

6の裁決による却下の理由ではありますが、1点目に、アとしまして、本件審査請求は、許可処分がなかったとするならば、審査請求の対象を欠き、不適法である。

2点目に、イとしまして、許可処分があったとしても、チラシが宣伝する催し物が令和3年3月7日に開催

されていることから、同日の経過により、法律上の利益は失われているため、本件審査請求は不適法である。

3点目に、ウとしまして、行政不服審査法においては、同法第45条から第49条までに定められているとおり、裁決に関するいずれの条文にも、謝罪に関する事項は含まれていないため、謝罪請求は、法的根拠のないものとして不適法である。

失礼しました。2点目にですね、イといたしましてということで、「拒否処分」と言うところを、「許可処分」と申し上げました。訂正させていただきます。申し訳ございません。

申し訳ございません。1点目のアの本件審査請求は、「拒否処分」を、「許可処分」と申し上げました。訂正させて、おわびさせていただきます。申し訳ございません。

7の裁決年月日であります。以上の理由によりまして……。度々申し訳ございません。令和3年10月8日付で本件審査請求を却下したものであります。

なお、審査請求が不適法であり、却下する場合、行政不服審査法第43条第1項第6号の規定により、行政不服審査会への諮問は不要とされておりますが、本件につきましては、裁決にあたりより慎重に判断するため、弁護士等の資格を有する委員で構成する東大和市行政不服審査会に諮問をいたしました。同審査会からは、令和3年9月28日付で、本件審査請求は却下すべきとの答申を得ております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 3点、伺います。

この審査請求について、審理員意見書というものが出されていますけれども、審理員が認定した事実が、そこに記載されています。

裁判ごっこという企画の開催日時を、公判日時と記載し、開催場所については法廷、東大和市中央公民館203法廷（学習室）と記載したビラの設置要求に対して、誤解を招くおそれがあるから修正するよう公民館長が要求したというものです。

そこで、修正しなければチラシを設置しないと言ったのかどうか。これ大変大事なことだと思うので、まず1点、伺いたいと思います。

それから、2点目に裁判ごっこという企画で、会場を法廷と表現したり、日時を公判日時と記載するのは、私はしゃれのようなものだと思います。

今回、市の組織条例の改正案で、「健幸いきいき部」がつくられるようですが、これにもいろいろな意見があり得ると思います。「健幸」という字の「こう」の字が、幸いという字になっていますが、子供が健康という字を間違えて覚えるのではないか、子供の教育上いかなものかという意見もあるかもしれません。

毎年、毎年、年金が引き下げられて、国保税、値上げされてるのに、いきいきなんかしてられないんじゃないかという意見もあり得ます。そういった様々な意見が出ないように、市の部署なんだから、おとなしく健康部でいいのではないかという意見もあるでしょう。でも市長には、この名前に込めた思いがあるんだと思います。この方にも同様に、思いがあるのではないのでしょうか。

市のこういった部署の命名方法と、この問題になっているケースの一体どこが違うのか、見解を伺いたいと思います。

それから、3点目に訴えの利益があるとかないとかということは、私はこの今回の場合、本質的な問題ではないと思います。権力の行使は、抑制的でなくてはならないという点についての市長と教育長の見解を伺いたいと思います。

今、申し上げた市の命名に対して、市民の様々な意見があり得るという問題と、この10号報告で問題になっているケースで決定的に違うのは、修正を迫っている側が、公民館へのビラの設置を拒否し得る権力を持っているということです。

修正しなければ掲示出来ないと言ったのであれば、もちろん言語道断ですが、修正を迫ること自体について、抑制的であるべきだったのではないか。市長と教育長の見解を伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） 総務部におきまして、今回の事案につきましての事務局を務めておりますので、お答えいたします。

まず、公判あるいは法廷という言葉でございますが、今回の事案の中では、これに、こういう表現が市民への、あるいは利用者に対してですね、誤解を招きかねるということと、現実問題、公民館には法廷などもございませんので、そういうことで誤解を与えないようにということで、修正をお願いしたというふうに認識しています。

2点目でございますが、権力の行使につきましては、法令に従って適切に行使されていると認識しております。本件についても同様と考えております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 1点目のですね、公民館長が修正しないと、設置をしないというふうに言ったのかということについてであります。そのようなことを言っていないという認識でございます。

それからですね、3点目の教育委員会の認識ということでございますけれども、このチラシの中にあります表現の自由、表現の仕方についてでありますけれども、こちらについては内容を見ました処分庁であります公民館長がですね、チラシを見た利用者や市民の皆様が、勘違いや間違えることがないように、修正を口頭でお願いをしたまででございますので、そういうことで、そうですね、修正をお願いしたまででございます。

ですので、こちらについては……。すみません。こちらについては公民館長がですね、そういう誤解や、そういうことがないように口頭で修正をお願いしたまでですので、こちらについては公民館長としては適当ですね、妥当な修正のお願いだったと、そのように認識しているところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 誤解が生じるというお話ですけれども、中央公民館203法廷（学習室）って書かれているので、誤解を招く可能性はないというふうに普通思われます。

それから、修正しなければチラシを設置しないと書いていないのであれば、こういう訴えには私はならないだろうというふうに思います。いずれにしても、そういう理解を相手側はしたということで、こういうことになったというふうに私は思わざるを得ません。そういう点で、権力の行使については抑制的であるべきだということを改めて申し上げておきたいと思います。

以上です。

○4番（実川圭子君） この審査請求の却下については、内容は確認をしたのですが、1点お伺いしたいのは、市民の立場で、このチラシを置かせていただくときに、基準が何かあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。チラシを持っていったときに、いろいろこう、アドバイスなのか何なのか、こうちょっと

言われることがあるということで、市民のほうもチラシをせっかく持ってても、それが受け入れてもらえないということが、多々あるように感じるんですけども、そのチラシを設置する基準というのは、どこに定めているのかお伺いします。

○社会教育部長（小俣 学君） チラシの設置に伴う基準についてでありますけども、こちらの内容につきましては、公民館内の掲示物の掲示、それから展示というところで、公民館条例の施行規則第10条に定めがありますけども、許可基準としましては、内規ではありますけども、公民館運営事務処理基準によりまして判断をしているところでございます。

この公民館運営事務処理取扱基準につきましては、公表はしておりませんが、窓口での対応に備えまして、事務室に常備してある状況でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） そういった基準があるのなら、それをちゃんと示さないと、市民のほうも、どのように作って、何でこれがいけないのかということが、私はこれまでもいろいろ聞いていて、嫌な思いをされてる市民もたくさんいるので、ぜひその基準については、きちんと分かるように公表していただきたいと思います。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 質疑の関連ですけども、公民館のほうでもそういう基準があるなら、やはり当然示すべきだし、市役所内のいわゆる掲示、また市の持つてる掲示板ですね、いわゆる市内に何十か所がある。そのときの掲示に関しても、やっぱり内容によってですね、それは認める、認めないというのが過去あって、市民からもどういうことなのかという苦情が結構あったんですね。やはりその辺に関しても、やはり今回のこの問題を契機にですね、きちっともう一回、見詰め、捉え直してほしいし、先ほどの話で、私も何でその程度のことがかこんな大きな話になったか非常に不可解だし、本来は市民からすればいろいろですね、そのぐらいの表現はね、しゃれというレベルなのか、このぐらいの表現は全然おかしくないとは思ってるんですけども。やはりちょっとどうなんですか。その手の掲示に関して改めて、ちょっと今の話だとね、全然曖昧なままの答えなので、もう少し具体的にちょっと検討していただきたいし、ちょっとそういう見直すなり検討する考えあるのかを聞きたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 今回の取扱基準については、ホームページなどでは公表はしてございません。公表してほしいというようなお話もありますけども、これは全庁的なお話だと思いますので、今後、関係部署とは確認をしまして、同様の取扱いをしたいと、してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第10号報告を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時10分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 第3号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（関田正民君） 日程第6 第3号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第3号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、委員の任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、令和4年4月1日以降の人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するに際しまして、議会の意見を求めるものであります。

御提案いたしました白政玲子氏は、平成8年以降、25年の長きにわたり、高齢者施設や地域包括支援センターなどにおいて高齢者に係る相談業務等に従事され、高齢者御本人や御家族に寄り添った親身な対応を重ねてこられました。また、人望も厚く、人柄も温厚で人権擁護委員としてふさわしい方であることから、候補者として推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、白政玲子氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として白政玲子氏を適任と決めます。

日程第7 第61号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第7 第61号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第61号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年4月1日に組織改正を行うに当たりまして、地方自治法第158条の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織及びその分掌事務を改めるものであります。

当市の組織につきましては、変化する行政ニーズへの対応等の観点から、随時見直しを行ってきたところではありますが、令和4年度からの（仮称）東大和市新総合計画が目指す将来都市像「水と緑と笑顔が輝くまち東大和」の実現に向け、現在策定を進めている第五次基本計画における重要施策等を推進する体制を整備するとともに、持続可能なまちであり続けるために、行財政運営のスリム化、効率化の視点を持って、組織の最適化を図ることを目的として、全庁の組織再編を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、部の設置について定めた規定であります。 「市民部」を「市民環境部」に、「子育て支援部」を「子ども未来部」に、「福祉部」を「地域福祉部」と「健幸いきいき部」に、「都市建設部」を「まちづくり部」にそれぞれ改め、「環境部」を削るものであります。

次に、第2条は、分掌事務について定めた規定であります。 ここからは、御手元に配付させていただきました第61号議案資料1に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、企画財政部の項につきましては、総務部へ移管する第5号、「検査に関する事」を削るものであります。

総務部の項につきましては、第2号、「用地、財産及び契約に関する事」を「用地及び財産に関する事」に改め、企画財政部からの「検査に関する事」の移管を受け、第3号に「契約及び検査に関する事」を加え、以下、1号ずつ繰り下げるものであります。

市民部の項につきましては、部の名称を「市民部」から「市民環境部」に改め、健幸いきいき部へ移管する第2号、「国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関する事」及び教育委員会へ移管する第7号、「文化振興に関する事」を削り、環境部から移管を受ける「環境及び公害に関する事」を第6号に、「廃棄物の処理及びリサイクルに関する事」を第7号に、それぞれ加えるものであります。

子育て支援部の項につきましては、部の名称を「子育て支援部」から「子ども未来部」に改め、教育委員会へ移管する第3号、「青少年に関する事」を削るものであります。 なお、この所掌事務の移管につきましては、教育委員会と協議済みであります。

福祉部の項につきましては、所掌事務を分割の上、部の名称を「地域福祉部」と「健幸いきいき部」に改めるものであります。

地域福祉部の所掌事務といたしまして、改正前の福祉部で所掌する事務のうち、「地域福祉に関する事」を第1号に、「生活保護に関する事」を第2号に、「障害者福祉に関する事」を第3号に、それぞれ規定

するものであります。

健幸いきいき部の所掌事務といたしまして、改正前の福祉部で所掌する事務のうち、「高齢者福祉及び介護保険に関すること」を、「高齢者福祉に関すること」として第1号に、「介護保険に関すること」として第2号に、それぞれ分割して規定するとともに、「保健及び医療に関すること」を第4号に、市民部から移管を受ける「国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること」を第3号に、それぞれ規定するものであります。

環境部の項につきましては、市民環境部及びまちづくり部に事務を移管しますことから、項を削るものであります。

都市建設部の項につきましては、部の名称を「都市建設部」から「まちづくり部」に改め、第1号「都市計画及び地域整備に関すること」及び第6号「土地区画整理に関すること」を統合して新たに第1号とし、環境部から移管を受ける「公園及び都市緑化に関すること」を第2号に加え、以下、号の順番を整理するものであります。

最後に、附則であります。第1項は、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項から第9項までは、東大和市交通安全対策審議会設置条例、東大和市都市計画審議会条例、東大和市環境保全審議会条例、東大和市予防接種健康被害調査委員会条例、東大和市下水道使用料審議会条例、東大和市地域福祉審議会条例、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例及び東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正するものであります。いずれも今回の組織改正に応じて、部の名称を改めるものであります。

なお、第61号議案資料2としまして、令和4年4月1日付、組織改正案、現行との比較表を配付させていただきました。

副参事と主査の呼称の変更も予定しておりますので、御参照いただければと存じます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） 御説明ありがとうございました。

組織も分かりやすくなり、とてもいい案だというふうに思います。

質疑をさせていただきます。

まず組織の一部を改正することによる効果について、市の見解をお伺いしたいのと、市民への利点については、どのように捉えていらっしゃるのかをお伺いをさせていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 組織改正の効果、まず初めに御説明させていただきます。

まず組織改正のほうにつきましては、目的が大きく2つございますので、目的に沿った形での効果という御説明でやらせていただきたいと思います。

まず組織改正の1つ目の目的としましては、新総合計画の推進体制の整備というところが大きなところでございます。

その効果といたしましては、令和4年度からのこの新総合計画が目指します将来都市像、またそれに向けて現在、策定を進めております第五次基本計画の重要施策等、こちらを推進する体制を整備するという目的がご

ざいますので、そちらの各施策等への対応が進むものというところが1点、挙げられます。

また、もう1点目の目的でございますが、組織全体の最適化というところがございます。こちらは効果といたしましては、行財政運営のスリム化・効率化の視点を持ちまして、組織全体を図っていくということにしてございますので、今後ですね、効果的・効率的な市政運営が進むものというふうに考えてございます。

続きまして、組織改正に関します、市民の皆様への利点という点でございます。こちらの先ほどの御説明と少し重なりますが、組織改正の大きな目的では、新総合計画の推進というところがございまして、この大きな計画の中に定めました取組の目標、施策、そして市民生活における主要課題等への対応が進んでいくものと考えてございます。

また、大きなところで人口減少の抑制ですとか、持続可能なまちづくりに取り組むということも大きな要素として入ってございますので、そういったところで市民の皆様全体の利益につながる点も挙げられるところでございます。

具体的な取組の例といたしましては、個別例といたしまして、例えば子ども・子育て支援施策の推進としましては、子ども家庭支援センターを課といたしまして相談業務を集約する点、こういったところで効果的・効率的な対応が可能になる点が挙げられます。

また、先ほども青少年課の業務を教育委員会に移管しまして、放課後の児童対策等ですね、総合的に、一体的に進めるという点なども挙げられます。

また、健康福祉施策のところでは、高齢者保健事業と介護予防事業を一体的に実施するというところで、こちら健康いきいき部の設置ですとか、そういったところでの対応が充実されるという点などが挙げられます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今回、組織変更によって、数々、新しい課とか出来てるようで、その中で特にIT部門のところですね、情報管理課のところ、デジタル政策課といったところになって、こういったところは、デジタルというところを強調しているところからすると、力を入れていく部門なのかどうか。

それは、これまでのノウハウの蓄積の中でやっていくものなのか、それとも外部的な、様々な専門性の高いものを活用しながらやっていくのかという、そういう将来像をお聞かせください。

もう一つ、環境部が、今度、市民環境部になって、環境対策課のほうになったのかな、そういう形に変わっていったんですけども、これ形上はちょっと縮小に見えるんですけども、環境って、昨今、SDGsの関係もあって世の中の的にはどちらかという注目される部署、拡充していく、各課、横断をして、各部横断をして、やっていかなきゃいけないところだと思うんですけども、これは縮小というふうに考えていいのか、そうではないならば、そのように御答弁をいただきたいと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） 最初にですね、デジタルの関係で御質問いただきました。資料のほうの参考資料の2のほうにもつけておりますけれど、デジタル政策課という名称に変更するだけではなくてですね、デジタルの推進の担当課長というものも配置するというようになっておまして、国のほうの業務の統合、それからオンライン化ですね、手続、行政手続のオンライン化等を進めていくということが、これから非常に重要な要素になるという前提で組織の強化を図っているという内容でございます。

進め方につきましては、職員のノウハウの蓄積もございまして、やはりこの辺の技術革新の進歩が非常に早いということもございまして、外部のノウハウも活用しながら進めていきたいというふうに思っております。

次に、市民環境部の件でございますが、今、従前ですね、環境部、今の環境部が2課ということで、係も少ないという体制でございますので、全体のバランスの中で、市民環境部という形にさせていただきましたが、部の冠として環境というものは残しておりますので、この後、対策計画等、策定する予定もございますので、そういった内容、計画の内容、この後どういうことに取り組むのかということの方向性が決まっておりますので、それに合わせた組織体制を、この後、つくっていくという予定でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 環境部に関しては了解しました。

デジタルのほうなんですけれども、外部のノウハウを適用すると、活用するということでした。

ただ、このデジタルに関しては、昨今、台湾でのデジタル庁とか、例えば各東京都もそうですけれども、各自治体において、ある程度高いポストで民間人を登用するといったところもあります。職員のジョブローテーションを考えたときに、急にデジタルの推進、担当課長になりましたって言った瞬間に、このデジタルの知識が急に拡充されるわけではないですね。そういった場合に、この市の考え方、全体的な考え方、専門性をどういうふうに育成するかという結構大きい問題だと思うんですよ。

そういったときに、ここに関してはどうか、もうほかもそうなんですけれども、そういう意味で専門性の高い人間を登用して行って、積極的に活用するといった考えも必要なんではないのかなというふうに思いますが、その点の考えはいかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 現在ですね、新しい情報化推進計画というものを策定しております。

その策定の際もですね、職員だけではなく、外部のノウハウを投入すべくですね、委託という形で、現在、様々な知見、情報をいただきながら進めているところでございます。

専門性の育成というのは、非常に大切なことだと思いますが、特にこのデジタルの分野につきましては、日進月歩が非常に早いということもございますので、最新の知見、そしてまた、今回、国の大きな潮流といえますか、動きがございますので、それにしっかりと対応していくというような計画を立てる必要があるということで、現在、外部のノウハウを投入しているということがあります。今後もですね、こういう分野につきまして、適時適切な対応ができるように、職員の全体的な、何ていうんでしょうね、専門性とまではいかないかもしれませんが、アップデートしていくということが必要でございますし、職員もデジタルの時代に対応できるような、そういう知見が学べられるように、研修ですとか、そういうものも力を入れていく分野だと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 先ほど環境部の、環境についての御答弁などもありましたけれども、私もこの環境部がなくなることが寂しいなと思ったんですが、市民環境部ということで新たなところでやっていくということは分かりました。

先ほどの御答弁の中で、必要なものはこの後つくっていくとおっしゃったのかどうか、ちょっとそれもう一度確認させていただきたいと思います。このことについては私、今回、一般質問でも取り上げるので、詳しくはそちらで述べさせていただきますけれども、1点、やはり地球環境というか、気候危機の変動については、大きな問題だと思っていて、エネルギーの関係ですとか、そういったことをやはり市でも考えていく必要があるんじゃないかということ、これまでも私、質問などもしてきましたけれども、そういったことに対することを行うかというのは、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから、もう一点、環境部で、防災関係などで、避難所にトイレの設置ですとか、水のことですとか、大きな役割をしていたと思いますけども、そういったことに関しては、この環境対策課というところが担うのかどうかお伺いします。

○企画財政部長（神山 尚君） 組織というのは、例えれば器でございまして、そこに何を入れるのかというのがあって、その器が決まってくるというようなものでございます。環境の分野はですね、今後、カーボンニュートラルを目指して、どんな取組をやっていくかというのを、これからの計画策定の段階でございまして、その中身が決まって、中に入れるものが見えてきた段階で、組織というのを、また検討していくというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○総務部長（阿部晴彦君） ただいまの災害の場合の対応ということがございました。こちらに関しましては、この組織条例の改正の関連したものでございますので、今後ですね、災害対策本部の具体的には規則の改正、そういう検討の着手をして、適切な対応ができるように、組織改正の後もですね、適切な対応ができるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 社会教育部の社会教育課というのが、生涯学習課というふうに名前が変わるのかなというふうに思ってるんですが、社会教育という言葉と生涯学習という意味は、似たようで違うということもあって、なぜこの名前を変えたのかという、その背景を知りたいんですけども、公民館の有料化ですとか、そういうものを市としては方針を決めていたり、また教育の中に受益者負担分を入れてくるというようなことをしている中で、ちょっとこの社会教育課という名前を、生涯学習課って名前を変えることで、何か今までやってきたことと変わってくるのかというようなことが、ちょっと気になるんですが、その点を教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 社会教育課の名称変更の関係でございます。こちらは厳密には、教育委員会のほうで組織等を構成いたしますので、正式な手続は今後行ってまいります、現在の案というところでございます。

今、生涯学習に名称変更するということでは、今回、先ほど申しました新しい総合計画、そしてそれに基づく第五次基本計画、これから策定いたします。この施策の区分の大きな見直しの中で、社会教育部門が担います区分を、生涯学習というような名称を使わせていただいて、大きな区分をさせていただいております。組織名称につきましては、大きな最上位計画であります総合計画に基づく名称を用いさせていただき、考えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今のお話ですと、内容について今のところ、そのやることの内容、中身が変わっていくと、そういうようなビジョンを持ってるということではないというふうに受け取ったんですが、その辺りの確認をさせてください。

○企画課長（荒井亮二君） 対象となります、その範囲、業務ですとかは、大きな変更はなく、新たな総合計画の中での位置づけを考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 2点、確認させてください。

いただきました資料の新旧というか、現行との比較表のほうで、現在あります市民部の副参事観光推進担当

の受皿と言えいいんでしょうか。改正案のほうに観光というところが見当たりませんので、現状、この観光推進担当が担っている事務事業については、幾つかに振り分けるのかもしれないけれども、改正後はどちらで担当されるのかを教えてください。

それから、先ほどほかの議員のほうからデジタル関係の質疑が出ておりましたが、御答弁のほうで、外部に委託をする部分もある形で新しい計画をつくっているという御答弁でしたけれども、先ほどの議員のほうからの質疑については、いわゆる専門性の高い民間人材の登用があるのかということを探っていたと思います。

委託といった場合には、何かパッケージを購入したりするときに、その企業と業務を委託をするというようなイメージがありますけれども、今までやっていたまち・ひと・しごとなどでは、大学の専門性の高い先生にアドバイザーを受けていたりしていた例もありますので、このデジタル化については、組織の中に民間人材を登用する形で進めるということも考えられますし、一定の局面ではアドバイザーを受けるというような形もできると思いますが、先ほどの委託って言った部分について、もう少し明確に教えていただければと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 1点目の観光の担当というところでございます。御手元の資料ではですね、確かに副参事観光推進担当、消えてございますが、事務分掌といたしましては令和4年度、今もですね、産業振興課に観光係というものがございます。令和4年度もその係はしっかりと残させていただき、事務分掌もそこで担当して、産業振興課が観光施策を担っていくという位置づけでございます。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） デジタル等の専門分野につきましての人材の登用ということでございますが、私どものほうでもですね、外部人材の登用というのも一つの有効な手段だということで、検討いたしました経緯がございます。また、先ほど御紹介のありました大学の先生等ですね、信頼できる方を通して、人材という方がいらっしゃるのかということの情報の収集などもした経緯がございます。

ただしですね、御承知のとおり非常にこのデジタルに関しましての分野は、需要が逼迫していて需給バランスが非常に厳しいということで、そういう中でですね、やはり信頼を置ける方、あるいは行政にも精通している方じゃないとなかなかうまく回らないということも他市の事例でお聞きしていたり、また登用してもですね、事情は詳細には分かりませんが、年度内で退任された方とか、非常に今、人の動きが激しいなというのが印象でございます。

今後もですね、外部人材の登用ということも視野には入れながら、この方法というものは適切なものを選んでいきたいと思っています。

なお、国のほうもですね、デジタルに関しての特財というのが充てられますが、その中には、実際に登用した場合、あるいは委託、事業を委託した場合、そういう手法に関しても、特財がつくということでございますので、いろんな手法を適時適切に選べるように、情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 今回のデジタルにつきまして、部長がお話しした、答弁したとおりでございます。まず人材をどうするかということであったんですけども、なかなか適切な人材が見当たらないということもありましてですね、職員のほうでですね、いろんなことを手当てしながらですね、委託ということ。ただ委託でも、従来と同じ委託では認めませんよという話はしてございます。やはり東大和市の行政の在り方というか、デジタルを通してどうサービスを提供していくか、あるいは職員自身がですね、どう効率よく仕事をしてですね、

自分の時間をつくっていけるかとか、そういうことを今回思い切って変えるためにですね、やっていく必要があるんだろうというふうに考えています。

従来と同じ発想でやっていくというのは、もう無理なんだということ。今回またコロナということもありますので、思い切ってですね、これをチャンスとして捉えてですね、仕事の在り方を含めてですね、徹底的に改善していこうというふうに考えてございます。そういった意味では、従来と違った形でですね、皆様方にいろんなことを提案するという可能性、大いにあるかなというふうに思いますけども、精いっぱい私どものほうも説明をさせていただいてですね、御理解をいただきながら進めていきたいと、そのように思っておりますので、ぜひ御協力のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決いたします。

第61号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 第62号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第8 第62号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第62号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、（仮称）東大和市新総合計画に基づく施策等を推進する体制を整備するとともに、組織全体の最適化を図ることを目的として、令和4年4月1日に組織改正を実施することから、組織改正後の職員体制を見据えて、職員定数を改めるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表で定めております、市長の事務部門の職員定数400人を390人に、総計490人を480人に、備考1の項中、福祉事務所の定数70人を55人に、それぞれ改めるものであります。

最後に附則であります、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 5点、伺います。

1つは、この改正の前後で定数どうなるのかということで、市長の事務部門、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、市長の事務部門のうち福祉事務所について。また、それぞれについて令和3年度の定員はどうなっているのか伺います。

2点目として、富士通総研が作成した業務分析の報告書では、生活保護のケースワーカーの増員が必要とされていますが、基準どおり配置するには何人必要なのか。何人の増が必要なのかですね。今回の定数条例改正でこのことは見込まれているのか、また当面のケースワーカーの増員計画について伺います。

3点目として、富士通総研が作成した業務分析の報告書には、時間外勤務が適切に実施されていない旨の情報を把握したとの記載があります。事実確認が必要とされていますが、事実確認をしたのか伺います。コロナ危機のもと、公務員のサービス残業が大問題になり、3月22日の参院内閣委員会では、当時の河野太郎国家公務員制度担当大臣が、恐らく多数の職員が超過勤務命令がなくとも仕事をせざるを得ない状況にあった。今後、在庁している場合には超過勤務命令があったとみなして、残業時間をつけろと申し上げていると答弁しました。職員定数を減らせばいいということではないのではないのでしょうか。少なくとも業務量に見合った適正な配置と残業については、適法な措置が必要ではないかと考えますが見解を伺います。これに関連して市職員の残業時間は、申請と許可によって管理されているのか。タイムカードによって、つまり在庁時間によって管理されているのか伺います。

4点目に、気候危機のもと、今や毎年のように過去最大とか、100年に1度などと言われる大災害に日本列島が襲われています。コロナウイルスの蔓延も環境破壊と無関係ではないと言われています。第6次行革大綱推進計画案でも、令和8年度には職員を466人まで減らすとしています。市職員を減らし続けて、災害などに対する十分な対応ができるのか認識を伺います。

5点目として、職員定数削減の手法は、非正規公務員と置き換えること、それから業務の外部委託だと思います。両者に共通するのは、低賃金労働の拡大です。行政がワーキングプア率先して拡大していくことが、国民の暮らしを追い詰め、家計消費が6割を占める日本経済そのものを駄目にしていくという認識があるのか伺

います。

○企画課長（荒井亮二君） まず1点目でございます。定数条例の関係で、各部門ごとの改正前、改正後、そして令和3年度の定員ということでございます。区分ごとにもさせていただきます。まず市長の事務部門の職員ということで、条例改正前が400人、改正後が390人、令和3年度定員が392人でございます。

続いて、議会の事務部門の職員でございます。条例改正前が8人、条例改正後が8人、令和3年度定員が7人です。

教育委員会の事務部門です。改正前が75人、改正後、変わらず75、令和3年度の定員は67人です。

選挙管理委員会の事務部門の職員です。改正前が4人、改正後が4人、そして令和3年度定員が3人でございます。

監査委員の事務部門の職員です。条例改正前が3人、改正後が変わらず3人、令和3年度定員が2人となっております。

合計につきましては、条例改正前が490人だったものが、改正後で480人になります。なお、令和3年度の定員の総合計については471人となっております。

続いて福祉部門のところでございますが、福祉事務所の条例改正前の定数が70人、条例改正後が55人、令和3年度の定員については58人となっております。

続きまして、2点目の生活保護のケースワーカーの関係でございます。まずですね、この定数条例上の考え方でございますが、こちらは職員の大枠としての限度を定めているという前提に立っております。また、現在のケースワーカーの関係で、社会福祉法上の基準を満たすための増員につきましては、2名が不足しているという結果となっております。

そして、この2名の対応でございますが、先ほど申しました定数条例というところでは、職員の限度を定めてございますので、これとは別途ですね、各年度ごとに具体的なですね、課ですとか係のレベルでの詳細な定員を定めてございます。これによりまして、細かいですね、その職種等々の配置につきましては、この各年度の定員の調整の中で決定してまいりますので、令和4年度の内容につきましては、現在、最終調整中となっております。また、今後のケースワーカーの増員の計画等につきましてはでございますが、こちらは毎年度の組織移転に関します見直し作業をやってございます。その中で、毎年度の状況を勘案しながら、その増員等の必要性等については確認し、検討してまいる流れとなっております。

続きまして、4点目に飛ばさせていただきます。

非常時の関係の職員体制についてでございます。こちらの災害発生時等の非常時におきましては、その状況に応じまして必要となる人員体制、組む必要があります。こちらについては、例えば災害時でありますと、各規定にその必要な体制等を定めており、また事業継続計画等での動きが想定されますが、こういった流れの中では、限られた人員を有効活用できるようにですね、非常時における業務の優先順位等を考えて対応していく考えでございます。

そして、最後の5点目のところでございますが、職員の定数削減の手法というところございました。こちらが経済への影響というところでございますが、こちら国の資料等によりまして、一般論という話になりますが、人口減少ですとか、少子高齢化進展、その辺りで生産年齢人口が落ちてきますと、経済成長を低減させるというような原因もうたわれてございます。また、平均賃金低い状況ですとか、また労働時間の短い、こういった労働者の皆様、労働参加率が高まりますと、そういったところも経済に影響が出てくるというような

見解がありますので、そういった認識で今いるところでございます。

以上でございます。

○職員課長（岩本尚史君） それでは、3点目の時間外勤務に関する質疑でございます。

これまでも、サービス残業はないとのまた報告が、認識でございまして、再調査は行っておりませんが、今回、指摘事項がございましたので、職員間での疑義が生じることがないように、適切な管理、運用を図るようによろしく、周知を徹底したところでございます。

次に、業務量に見合った適正な配置、こちらにつきましては、毎年度、全庁を対象に、定員に係る調査ですとかヒアリングを行い、見直しを行っております。また、時間外勤務、こちらにつきましては、引き続き職員の健康面への配慮から、組織を挙げて、時間外勤務の縮減に努めつつ、どうしてもやむを得ない場合に限ってですね、適正に実証する必要があると、そのように認識をしております。時間外勤務の管理の方法でございますが、こちらは時間外勤務が必要な場合、事前の届出に基づき、管理者の命によって、実施することとしております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） はい、ありがとうございます。

富士通総研で、業務分析の報告書で、先ほども言いましたけれども、時間外勤務が適切に実施されていない旨の情報を把握したという記載があって、事実確認が必要だというふうにされてるわけですが、今の御答弁は調査していないと。適切に行われるよう周知するという御答弁でした。

この答弁だと、調査はしないということになると思いますが、国においても実際には、超過勤務命令がないもとでも、残業している実態を国が認めて、在庁時間によって残業時間をつけるということで、対応する必要があるという答弁も出されています。それで、今、市の、今の御答弁では、やはり市でも届出に基づいて、課長なりが命令を出して、それで残業時間が管理されてるということで、この仕組みだとサービス残業が起り得る可能性があるということになると思います。

こちら辺も含めて、まず一つは事実として調査をしないとまずいんじゃないかということと、それから残業管理についても検討が必要ではないかというふうに思いますが、この点の認識を伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） 時間外勤務につきましては、先ほど課長から御説明申し上げましたように、事前の届出に基づきまして、管理者の命によって実施するということがルールでございます。このルールを徹底していくためにですね、今年度につきましては、年度当初に通常よりも多く2回、適正な取扱いについてということと、管理職宛てに通知をしております。時間外勤務は、基本的に適切に取り扱われているという認識を持っておりますので、今後もそのような誤解等がないように、適切な運用を図るよう周知をして、徹底をしたいと思います。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 定数が引き下げられるということなんですけれども、その一番大きい理由と、また数の根拠。先ほど組織変更に伴うという話もちよっと出ましたけれども、組織変更したところで業務が減らないと、数を減らすっていうことにならないと思いますので、その辺り、具体的なことをお答えください。

○企画課長（荒井亮二君） 職員定数の減らす考え方というところでございます。まず、職員定数につきましては、各現状の業務等、ある程度積み上げながら、必要となる人数を積算してございます。ただ一方で、効率的、効果的な行財政運営を目指すというところがございますので、今後ですね、そういった取組を通しまして、行

政改革に関する取組を進めるに当たりまして、職員につきましては段階的に減らしていく方向で市政運営を行っていきたく。そういったところが持続可能な市政運営につながっていくというような考え方で、この度、定数条例の改正を考えさせていただいてございます。

また、その根拠のところでございます。先ほども申しましたが、その人数の積算につきましては、毎年度です、実態把握、各課等のヒアリング調査等をしながらですね、必要となる業務は今後どのようなものがあるのかというような把握をした上で、それらを今後ですね、市が直営でやっていくのか、または例えば民間活力導入などができるのか。

そういったところの今後の調整も含めまして、この先の定員を考えているところでございます。今後も段階的に減らしていくという方針を示してございますが、こういったところは先ほどの民間活力の導入というところで、今後の取組がございまして、そういったところを見込んだ形での今回の案となっているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 減らす原因、要因の一つとして民間活力ということが挙げられました。人件費は減るけれども、委託費が上がるんだったら、これ行って来いであんまり変わらないじゃないですか。

先ほどのデジタルのところもちょっと述べましたけれども、職員に要求される能力って、これから結構、複雑で高度化してくると思うんですよ。そういった中で、この辺は外部に委託するというふうになってくると、それを判断する、それが適正かどうか、判断する職員の能力自体が低くなっていくと思うんです。一旦、出してしまったものって、庁内にその知識が残らなくなってしまうわけですよ。いわゆるブラックボックス化して、結局、見積りも、まま認めてしまうというようなところが、各部署でこれから起こってくると思うんですよ。そういったことを考えると、安易に数だけ減らせばいいという問題ではなくて、民間委託、外部委託ね、を見合いながら、これって将来的には、結局、市にとって当初は安かったかもしれないけど、これは増えるんじゃないかということを考えながら運営していかないと、職員の能力がどんどん、どんどん、どんどん、低く、一般的なものになってしまっていて、専門性の高いものは全部外になってしまう。そういった危険性を非常に感じます。

人件費を減らすということが命題にあって、本当は職員の能力が向上して、AIなども活用して、これだけの業務が減ったから、結果的に減りますよというんだったら前向きでいいと思うんですけども、まず減らさないというところが最初にあると、これいびつな形になると思いますが、将来における市の考えをお聞かせください。

○企画財政部長（神山 尚君） 市の業務を民間に委託した場合ですね、その金額の面でなかなか有利性がこれからなくなってくるんじゃないかというのが、まず一つだと思うんですけど。その辺につきましては、今現に市の業務を市がやっている経費ですね、その経費と比べながら、民間委託に出していくということで、業者の言いなりということではなくて、置き換える際に今の市の経費と比べてどうなのかということのを頭に置きながら、委託というのは当然やっていきますし、それから金額が仮に同じだといたしましても、サービス水準、民間におろすことによってサービス水準が上がるのであれば、これは金額以上の効果が出てくるというようなことで考えております。

また、委託すると市の業務のスキルが少なくなっていくんじゃないかという御指摘でございます。市の業務の中には企画部門とか中枢的なものもございまして、そういうものは当然委託は出来ないわけでございます。

委託に適する業務というものがございまして、そういったものを取り上げて、委託化していくという考えで今は、おるところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第62号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

まず冒頭に持続可能な市政運営ということが言われましたけれども、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどで、実質賃金が、この20年、30年の間に1.5倍、2倍と増えているのに、日本は90%にまで減少しているということが、日本経済の成長を奪っているということを、まず指摘をしておきたいと思います。

この条例改正によって定められる定数より、令和3年度定員は9人ほど少なくなっており、第6次行革大綱案では、5年間でさらに5人減らす計画です。

条例改正は、市職員を減らし続けるという市の意思表示です。今回のコロナ危機だけでなく、毎年のように過去最大級の災害が日本列島を襲っています。

そうした中で、職員のサービス残業についての疑いが民間会社から指摘もされている。このことについて、調査を行わないというふうに市は表明しています。

市も第6次行革大綱案の中で、行政需要が増大していることを認めています。正規の公務員をこれ以上減らし続けていいのかが問われています。

また、正規の公務員削減の陰で、官製ワーキングプアと民間の不安定雇用労働者が大きく拡大し、国民の暮らしと日本経済に大きな打撃を与えています。正規公務員は減らせば減らすほどいいという認識は、転換するよう求め、反対討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第62号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 第63号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第9 第63号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第63号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の3月期末手当廃止に係るものであります。

期末手当の基準日において、育児休業をしている職員に対する期末手当は、当該基準日以前の一定期間に勤務した期間がある職員に支給することとなっております。

職員の3月期末手当の廃止に伴い、算定期間を改める必要が生じたことから、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第5条の2は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給について定めた規定であります。第1項中に記載されております、期末手当等の支給に係る勤務期間から不要となる文言を削除しまして、基準日以前6箇月以内の期間に整理するものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を令和3年12月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第63号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 第64号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第10 第64号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第64号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.1か月引き下げ、年間の支給月数を現行の4.55か月から4.45か月とするとともに、一般職の職員の3月期末手当の廃止に準じた所要の改正を行うものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第1条は、令和3年度の期末手当の支給に係る東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正するものであります。

第8条第1項は、期末手当の支給基準日について定めた規定であります。3月期末手当の廃止に伴い、「3月1日」を削るものであります。

同条第2項は、期末手当の額について定めた規定であります。同項で定めております、3月の支給月数0.15か月から0.1か月、引き下げるとともに、引下げ後の0.05か月を3月期末手当の廃止に伴い、令和3年12月期の支給月数に加算して、特別職の職員と同様に、2.25か月とするほか、所要の文言整理を行うものであります。

また、別表におきまして、3月期末手当の廃止に伴い、在職期間と支給割合について、所要の改正を行うものであります。

第2条は、令和4年6月期以降の期末手当の支給に係る、同条例の一部を改正するものであります。

第8条第2項の規定におきまして、年間支給月数4.45か月を6月期と12月期に振り分け、おのおの2.225か月とするものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を定めるもので、第1条による改正は、令和3年12月1日とし、第2条による改正は、令和4年6月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第64号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 第65号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第11 第65号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第65号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.1か月引き下げ、年間の支給月数を現行の4.55か月から4.45か月とするとともに、一般職の職員の3月期末手当の廃止に準じた、所要の改正を行うものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第1条は、令和3年度の期末手当の支給に係る、東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

第3条第2項は、期末手当の額を定めた規定であります。3月期末手当の廃止に伴い、第1号を削り、また同号で定めております3月の支給月数0.15か月から0.1か月引き下げるとともに、引下げ後の0.05か月を、3月期末手当の廃止に伴い、令和3年12月期の支給月数に加算して、市議会議員と同様に2.25か月とするもの

であります。

第2条は、令和4年6月期以降の期末手当の支給に係る、同条例の一部を改正するものであります。

第3条第2項の規定におきまして、年間支給月数4.45か月を、6月期と12月期に振り分け、おのおの2.225か月とするものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を定めるもので、第1条による改正は、令和3年12月1日とし、第2条による改正は、令和4年6月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第65号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 第66号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第12 第66号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案

を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第66号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、3月期末手当の廃止及び令和3年度の給与改定に係るものであります。

当市の給与制度につきましては、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、給与改定につきましては、原則的に、東京都人事委員会の勧告に準じておりますことから、正規職員については、期末手当の支給月数を0.1か月引き下げ、勤勉手当と合わせた年間の支給月数を、現行の4.55か月から4.45か月とし、再任用職員については、期末手当の支給月数を0.05か月引き下げ、勤勉手当と合わせた年間の支給月数を、現行の2.40か月から2.35か月とするものであります。

また、3月期末手当につきましては、民間準拠の観点や市民の誤解を招く恐れがあることなど、年間支給回数について、以前より東京都からの指摘事項となっておりますことから、これを廃止するものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、3月期末手当の廃止については令和3年10月21日に、給与改定については令和3年11月11日に、それぞれ同意をいただいております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、令和3年度の期末手当の支給に係る、東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

第17条第1項は、期末手当の支給基準日について定めた規定であります。3月期末手当の廃止に伴い、「3月1日」を削るものであります。

また、同条第2項は、正規職員の期末手当の額について定めた規定であります。同項で定めております3月の支給月数を、0.15か月から0.1か月引き下げるとともに、引下げ後の0.05か月を、3月期末手当の廃止に伴い、令和3年12月期の支給月数に加算して、勤勉手当と合わせた支給月数を2.25か月とするよう、所要の改正を行うものであります。

同様に、同条第3項は、再任用職員の期末手当の額について定めた規定であります。再任用職員については、0.08か月から0.05か月引き下げるとともに、引下げ後の0.03か月を令和3年12月期の支給月数に加算して、勤勉手当と合わせた支給月数を1.19か月とするよう、所要の改正を行うものであります。

第2条は、令和4年6月期以降の期末手当の支給に係る、同条例の一部を改正するものであります。

第17条第2項及び第3項の規定において、正規職員については、勤勉手当と合わせた年間支給月数4.45か月を、6月期と12月期に振り分け、おのおの2.225か月とし、再任用職員については勤勉手当と合わせた年間支給月数2.35か月をおのおの1.175か月に振り分けるよう、所要の改正を行うものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を定めるもので、第1条による改正は、令和3年12月1日とし、第2条による改正は、令和4年6月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（森田真一君） 2点、お伺いいたします。

1つは組合との間での合意は、いつも取られてるということだと思んですけど、今回においても、合意取れてるかどうかということで確認のため伺います。

フルタイム、パートタイムの再任用職員さんについても、同様に同意が取れているのかということについても伺います。

また、合意に当たって組合側から処遇全体について配慮が求められた点など、もしあれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目ですが、東京都庁職員労働組合が、2021年、東京都人事委員会勧告に対する声明を出しています。

これを見ますと、都人勧の資料には、民間支給の特別給の月数は、1,000人以上の事業所では、年間4.88か月となっており、あえて1,000人未満の事業所まで含めて、4.45か月と計算することによって、引下げを合理化するのは不当だとしています。むしろ引上げが求められるぐらいなのではないかというふうに考えるわけですが、市の見解をお伺いします。

以上です。

○職員課長（岩本尚史君） 1点目でございますが、組合との合意は、提案理由でございますとおり、11月11日付で、同意書の提出を受けております。

再任用職員につきましては、フルタイム、また時間、短時間の職員でございますが、こちらも既存の当市の職員組合の加入が可能となっております、加入者もおりますことから同意が得られたと、そのように認識しております。

また、組合からの導入に当たっての付帯意見としてでございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症対策のワクチン担当の人事体制ですとか、また施設整備の改善等を行うということと、休暇制度のさらなる充実についての検討、こちらが求められております。

2点目です。都人勧の東京都人事委員会勧告の声明についてでございますが、こちらにつきましては職員と民間従業員の給与の比較の結果としまして、こちら引下げがあるというような勧告というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第66号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

本案は、東京都人事委員会の職員の特別給に関する報告と勧告に倣い、市職員の特別給について、期末手当を0.1か月引き下げ、再任用職員についても期末手当0.05か月引き下げるとしています。この2021年においても、コロナ危機のもとで、自治体職員は公衆衛生と市民の暮らしを守るとりでとって奮闘されてきました。

本来であれば、この奮闘に見合った特別の処遇がされても当然のものと考えます。民間相場を上回っているという理由で期末手当が削減されようとしています。東京都庁職員労働組合が指摘するように、今回は1,000人未満の民間の中小事業所の相場を計算に加えて、その水準まで引下げを行うとしており、都の人件費の抑制策ではないかという疑念も拭えません。このことは市に対しても、ゆめゆめそのようなことがないよう、同様の指摘をしておきたいというふうに思います。

しかしながら、先ほど市からも既に組合との間で話し合いの場を持ち、労使間で決着がついている旨の答弁がありましたので、さきに述べた点を指摘をして、今後の際限のない人件費抑制に結びつくことはないよう要望して、本案に賛成をいたします。

以上です。

〔5番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第66号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 第67号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第13 第67号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第67号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.1か月引き下げ、年間支給月数を2.50か月から2.40か月とするものであります。

なお、会計年度任用職員の期末手当の支給月数は、令和2年度及び令和3年度の2年間の経過措置を設け、段階的に支給月数を引き上げることとしており、令和2年度は1.3か月、令和3年度は2.2か月、令和4年度以降は2.5か月と、現状定めております。

今回の条例改正は、令和4年度以降の期末手当の引下げを行うものであり、令和3年度の期末手当の支給月

数に変更はございません。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第5条第2項は、期末手当の額について定めた規定であります。6月及び12月の期末手当の支給月数を、1.25か月からそれぞれ0.05か月引き下げ、1.20か月とするものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を、令和4年6月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（森田真一君） 2点、お伺いします。

先ほどの66号議案とも重なりますが、該当すると見込まれる方々に対して、説明の機会が設けられたのかということをお伺いします。

2つ目に、会計年度任用職員の雇用状況についてお伺いしますが、総務省が昨年の12月に地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査という調査結果を発表しています。これ見ますと、会計年度任用職員の4分の3以上が女性が占めているという結果となっておりますけれども、本市においても大体、同様と考えてよいのかという点をお伺いします。

以上です。

○職員課長（岩本尚史君） まず会計年度任用職員の職員団体についてですが、現在ございませんので、事前の労使協議はありませんが、議決後にグループウェア等を通じて、周知をしたいと考えております。

2点目の会計年度任用職員に占める女性の割合でございます。こちら10月1日現在の数値で、88%となっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第67号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論をいたします。

さきに第66号議案の討論で、職員の給与・報酬に関する我が党の考えを述べました。67号議案の非常勤職員の報酬についても同様です。

経過措置により、今年度については影響がないということですが、同じ0.1か月の引下げであっても、分母

となる支給月数が異なるため、正規職員は率にして2.2%の引下げとなるところ、会計年度任用職員は4%の引下げとなります。

正規職員と非正規職員との待遇の格差是正に逆行するものとなります。

また、会計年度任用職員の88%は女性が占めていることから、引下げの影響は、女性の賃金水準に大きく、より大きく影響を及ぼすものとなることから、男女間の賃金格差の是正にも逆行することとなります。

会計年度任用職員の待遇の抜本的な改善を引き続き求め、本案への反対討論といたします。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第67号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 第68号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第14 第68号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第68号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、内閣府令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正がありましたことから、これらとの整合を図るため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、目次であります。目次中「委任」を「雑則」に改め、また、「第55条」の次に「第56条」を加えるものであります。

次に、第6条第2項から第5項及び第40条第2項を削るものであります。これらの条文は、特定教育・保育施設等における「利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書」の交付に関し、

電磁的方法による対応も可能である旨を規定しているものでありますが、後ほど御説明申し上げます第55条が新たに加わることにより、内容が重複しますことから、条文を削除するものであります。

次に、第4章の名称であります、「委任」を「雑則」に改めるものであります。

次に、第55条であります、見出しとして「委任」を付し、同条を第56条とし、第4章中、同条の前に第55条として、特定教育・保育施設等における、諸記録の作成・保存・同意等について、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を、新たに加えるものであります。

最後に、附則であります、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第68号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第69号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第69号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第69号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例に

つきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等について、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、地方自治法が改正され、現行の指定代理納付者制度を見直し、指定納付受託者制度が導入されることとなりました。

これに伴い、当該決済方法による納付を行えることが、法令上、明記されましたことから、当市におきましても、徴収事務を東京都に委託している下水道使用料について、多様な決済手段を安定的に活用するために、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第23条は、使用料の徴収方法等についての規定であります。第1項中、徴収方法の根拠として引用している地方自治法の条項であります「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に改めるものであります。次に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を、令和4年1月4日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定であります。令和5年3月31日までの間、現行の指定代理納付者制度の指定を受けた者の指定を、有効とするための規定を設けるものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第69号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第75号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

○議長（関田正民君） 日程第16 第75号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第75号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本委員会は、市の執行機関である公平委員会を、当市を含みます38の地方公共団体が共同設置しているものであります。

本案は、秋川流域斎場組合より、本委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させるとともに、共同設置規約の一部を変更するものであります。

なお、委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を要することから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

別表は、公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合を記載しているものであります。新たに秋川流域斎場組合を加えるものであります。これにより、本委員会を共同設置する地方公共団体の数は、39団体となります。

最後に、附則であります。この規約は、東京都知事へ届出の日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第75号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について

○議長（関田正民君） 日程第17 第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館につきましては、新たに令和4年4月1日から指定管理者制度を導入するため、東大和市立図書館条例第6条第1項の規定に基づきまして、当該施設の管理運営を行う指定管理者を公募し、選定いたしました。

その結果、次に申し上げます事業体を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び東大和市立図書館条例第6条第4項の規定に基づきまして、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称であります。東大和市立桜が丘図書館及び東大和市立清原図書館であります。

2の指定管理者となる事業体の名称、所在地及び代表者であります。事業体の名称は、株式会社図書館流通センター、所在地は東京都文京区大塚三丁目1番1号、代表者は、代表取締役、細川博史であります。

3の指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

なお、選定に当たりましては、東大和市指定管理者選定委員会におきまして、応募のあった4事業体に対し第一次審査を行い、うち3事業体を第一次審査通過事業体といたしました。その後、3事業体に対しまして第二次審査を実施し、指定管理者候補者を選定したものであります。

また、議案資料といたしまして、東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理業務に関する基本協定書【原案】、基本事業計画書、収支予算書を配付させていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は、会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第18 第70号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第7号）

○議長（関田正民君） 日程第18 第70号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第70号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和3年度の予算執行も下半期となり、残り数か月の執行期間となってまいりましたが、職員の給与改定及び人事異動等に伴います各科目の職員人件費の増減、突発的な故障による業務への影響を避けるための庁舎空調設備更新工事費、障害者に係る自立支援給付費、保育単価の改定見込み等に伴う民間保育園運営委託・補助事業費、3回目の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費、第一中学校トイレ配管の漏水改善に係る改修工事費などについて、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億505万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362億9,347万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加、変更及び廃止は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第14款の使用料及び手数料は1,000円の増額で、学校建物使用料の計上であります。

第15款の国庫支出金は8,383万8,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金及び子どものための教育・保育給付交付金の増額等であります。

第16款の都支出金は6,660万1,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金及び子どものための教育・保育給付交付金の増額等であります。

第19款の繰入金は2億4,551万1,000円の増額で、財政調整基金及び旧日立航空機株式会社変電所基金とりくずしの増額及び下水道事業会計繰入金の計上であります。

第21款の諸収入は910万円の増額で、地域環境力活性化事業補助金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は48万6,000円の減額で、議会運営費の減額及び職員人件費の増額であります。

第2款の総務費は1億2,488万6,000円の増額で、庁舎管理費、情報システム管理・運営事業費の増額及び職員人件費の減額等によるものであります。

第3款の民生費は1億9,610万2,000円の増額で、自立支援給付費等事業費及び民間保育園運営委託・補助事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は2,576万2,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額等であります。

第6款の農林業費は7万円の増額で、職員人件費の増額であります。

第7款の商工費は232万6,000円の減額で、職員人件費の減額及び消費者保護対策事業費の増額であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第8款の土木費は2,180万9,000円の増額で、道路補修事業費及び公園管理費の増額等であります。

第9款の消防費は1,857万8,000円の増額で、消防事務委託費及び災害対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は2,065万6,000円の増額で、中学校環境整備事業費及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額等であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、債務負担行為補正で、1の追加であります。

1つ目は、ホームページ管理システム保守等委託で、期間につきましては、令和3年度から令和9年度までとし、限度額は3,234万円であります。

2つ目は、庁舎空調設備更新工事で、期間につきましては、令和4年度とし、限度額は1億2,822万円であります。

3つ目は、印刷機賃借で、期間につきましては、令和4年度から令和8年度までとし、限度額は113万2,000円あります。

4つ目は、東大和市土地開発公社が令和3年度に取得する市道第2号線の角切用地買収事業で、期間につきましては、令和3年度から令和4年度までとし、限度額は300万8,000円あります。

次に、2の変更であります。

変更する事項は、令和3年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借で、情報管理課の財務会計用電算機器等賃借料の限度額を変更することに伴うものであります。

期間につきましては、令和4年度から令和8年度を、令和3年度から令和9年度に変更し、限度額につきましては2,543万5,000円から5,601万1,000円に変更するものであります。

次に、3の廃止であります。

廃止する事項は、東大和市土地開発公社が令和3年度に取得する市道第1491号線の角切用地買収事業で、当該角切買収にあたり、都補助金を活用することに伴いまして、先ほど1の追加で御説明しました事項へ債務負担行為を組み替えることから、廃止するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入であります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料は1,000円の増額であります。小学校体育館への災害対応型自動販売機設置に伴う学校建物使用料の計上であります。

9ページをお開きください。

15款国庫支出金は8,383万8,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は6,690万9,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は3,018万7,000円の増額であります。

障害者自立支援医療給付費負担金は826万7,000円の増額、障害者自立支援給付費等負担金は2,192万円の増額であります。いずれも対象経費の増によるものであります。

2節児童福祉費負担金は3,672万2,000円の増額で、子どものための教育・保育給付交付金の増額であります。対象経費の増によるものであります。

2項国庫補助金は1,692万9,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金は828万7,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は3万円の増額であります。地域生活支援事業費補助金の増額であります。

2節児童福祉費補助金は825万7,000円の増額であります。

子ども・子育て支援交付金は728万9,000円の増額であります。第四小学校の校舎内に新設する学童クラブの整備等に係る交付金の増額であります。

子ども・子育て支援事業費補助金は96万8,000円の計上であります。対象経費の増によるものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は681万5,000円の増額であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。

5目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金は49万5,000円の増額であります。社会資本整備総合交付金の増額であります。

7目教育費国庫補助金は133万2,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は93万4,000円の増額、3節中学校費補助金は39万8,000円の増額であります。いずれも新型コロナウイルス感染症対策に係る学校保健特別対策事業費補助金の増額であります。

11ページをお開きください。

16款都支出金は6,660万1,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金は3,073万1,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は1,509万3,000円の増額であります。

障害者自立支援医療給付費負担金は413万3,000円の増額、障害者自立支援給付費等負担金は1,096万円の増額で、いずれも対象経費の見込み増によるものであります。

2節児童福祉費負担金は1,563万8,000円の増額であります。対象経費の増による子どものための教育・保

育給付交付金の増額であります。

2項都補助金は3,587万円の増額であります。

2目民生費都補助金は1,552万3,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は504万4,000円の増額であります。

地域生活支援事業費補助金は1万5,000円の増額であります。対象経費の増によるものであります。

居宅介護等国庫負担基準超過負担額に対する補助金は502万9,000円の計上であります。障害者自立支援給付費等負担金の国庫補助基準額を超える部分に対する補助金の計上であります。

2節児童福祉費補助金は1,047万9,000円の増額であります。

子供家庭支援包括補助事業補助金は50万円の増額、子供・子育て支援交付金は997万9,000円の増額で、いずれも第四小学校の校舎内に新設する学童クラブの整備等に係る交付金の増額であります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は1,738万3,000円の増額であります。

区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金は364万5,000円の増額で、新型コロナウイルスに感染した自宅療養者等への食料品等の支援事業に係る補助金の増額であります。

新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援補助金は1,373万8,000円の計上で、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業等に係る補助金の計上であります。

8目教育費都補助金は296万4,000円の増額であります。

1節教育総務費補助金は544万1,000円の増額であります。スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金の増額で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う教員の業務負担を軽減することに係る補助金の増額であります。

5節保健体育費補助金は247万7,000円の減額であります。行事等の中止に伴うスポーツ振興等事業費補助金の減額であります。

13ページをお開きください。

19款繰入金は2億4,551万1,000円の増額であります。

1項基金繰入金は2億3,798万円の増額であります。

1目1節財政調整基金繰入金は2億3,645万9,000円の増額であります。

一般会計補正予算（第7号）の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

8目1節旧日立航空機株式会社変電所基金繰入金は152万1,000円の増額であります。寄附金額の増に伴う基金とりくずしの増額であります。

2項特別会計繰入金は753万1,000円の増額であります。

6目1節下水道事業会計繰入金も同額の計上であります。令和2年度剰余金の精算に伴う繰入金の計上であります。

15ページをお開きください。

21款諸収入、5項1目1節雑入は910万円の増額であります。狭山緑地及び野火止用水等の保全事業に係る地域環境力活性化事業補助金の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は4億505万1,000円の増額で、補正後の予算額は362億9,347万2,000円となるものであります。

17ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

1款1項1目議会費は48万6,000円の減額であります。

1の職員人件費は21万1,000円の増額であります。職員等の人件費の補正につきましては、ここで一括して説明させていただき、各款に補正計上しました職員人件費につきましては、補正予算書・説明欄の内容説明を省略させていただきます。

65ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

初めに、1の特別職の表であります。

一番下に区分として「比較」の欄がありますが、その中の「長等」の行を御覧ください。

市長等の期末手当の年間支給率を4.55月から4.45月に0.1月分引き下げること等に伴い、期末手当を20万円減額し、共済費については130万円減額するものであります。

同様に、議員の項目につきましても、期末手当を117万5,000円減額するものであります。

また、その他の特別職の項目につきましては、子ども・子育て支援会議委員報酬を9万9,000円増額するものであります。

次に、66ページの2、一般職の(1)総括の表であります。

一番下の「比較」の行で御説明いたします。

給与費のうち報酬は570万2,000円の増額、給料は5,725万円の減額、職員手当等は557万3,000円の増額で、給与費の計は4,597万5,000円の減額であります。また、共済費は1,595万9,000円の減額で、合計では6,193万4,000円を減額するものであります。

67ページをお開きください。

ア、会計年度任用職員以外の職員の表であります。

給与費のうち給料は5,725万円の減額、職員手当等は549万3,000円の増額。また、共済費は1,650万円の減額で、合計では6,825万7,000円を減額するものであります。

次に、68ページのイ、会計年度任用職員の表であります。

給与費のうち報酬は570万2,000円の増額、職員手当等は8万円の増額、また共済費は54万1,000円の増額で、合計では632万3,000円を増額するものであります。

主に、最低賃金の引上げに伴いまして、会計年度任用職員について報酬等を増額するものであります。

69ページをお開きください。

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細の表であります。

給料につきましては5,725万円の減額で、職員の異動等による減分であります。

職員手当等は549万3,000円の増額で、内訳としましては給与改定に伴う減分が1,635万円、職員の異動等による減分が2,802万4,000円、時間外勤務手当の増分が4,986万7,000円であります。

職員等の人件費の説明は以上であります。

恐れ入りますが、19ページにお戻りください。

2款総務費は1億2,488万6,000円の増額であります。

1項総務管理費は1億4,214万9,000円の増額であります。

1目一般管理費は295万5,000円の減額であります。職員人件費の補正であります。

21ページをお開きください。

6目財産管理費は1億988万1,000円の増額であります。

1の庁舎管理費は1億977万円の増額であります。老朽化に伴う突発的な故障による業務への影響を避けるための庁舎空調設備更新工事費や、漏水改善に係る庁舎衛生配管改修工事費を計上するほか、組織改正に伴い必要となる経費の計上等であります。

23ページをお開きください。

10目電算管理費は3,064万1,000円の増額であります。

1の情報システム管理・運営事業費は2,668万1,000円の増額で、組織改正に伴うLANケーブル敷設委託料や、グループウェアシステム構築委託料等の計上であります。

2の社会保障・税番号制度推進事業費は396万円の増額で、成人検診事業をマイナンバー情報連携対応システムに対応させることに伴う社会保障・税番号制度関連システム修正委託料の増額であります。

11目文化振興費、2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は405万6,000円の増額で、市民会館の臨時休業等に伴う補償費の計上であります。

25ページをお開きください。

13目市民センター費は14万8,000円の増額であります。

8の桜が丘市民センター管理費及び13の清原市民センター管理費の印刷機賃借料は、いずれも老朽化に伴う入替えによる計上であります。

2項徴税費は590万8,000円の減額であります。

1目税務総務費は751万4,000円の減額であります。主に職員人件費の補正であります。

27ページをお開きください。

2目賦課徴収費、1の賦課事務費は160万6,000円の増額であります。税制改正等に伴う基幹系システム等修正委託料の計上であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は630万円の減額、4項選挙費、1目選挙管理委員会費は20万円の増額、5項統計調査費、1目統計調査総務費は17万7,000円の増額。

また、29ページをお開きください。

6項1目監査委員費は543万2,000円の減額であります。いずれも職員人件費の補正及び会計年度任用職員報酬等の増額であります。

31ページをお開きください。

3款民生費は1億9,610万2,000円の増額であります。

1項社会福祉費は6,788万1,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は736万3,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は320万円の減額、4の介護保険事業特別会計繰出金は494万円の増額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は475万円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

33ページをお開きください。

4目障害者福祉費は6,051万8,000円の増額であります。

1の障害福祉管理事務費は6万1,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた障害者の

日常生活について、市民の皆様の理解促進を図るため、動画作成委託料を計上するものであります。

4の自立支援給付費等事業費は4,392万3,000円の増額で、放課後等デイサービス、共同生活援助等の利用者の増等に伴う、自立支援給付費等の増額であります。

5の自立支援医療・補装具給付事業費は1,653万4,000円の増額で、更生医療透析の対象者の増に伴う自立支援医療給付費の増額であります。

2項児童福祉費は1億1,828万6,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費は181万円の増額であります。

3の児童手当支給事業費は96万8,000円の増額であります。児童手当特例給付の制度改正に係る児童手当システム修正委託料の計上であります。

8の子ども・子育て支援会議運営費は9万9,000円の増額であります。会議の開催回数の増に伴う子ども・子育て支援会議委員報酬の増額であります。

35ページをお開きください。

2目児童措置費は1億2,751万4,000円の増額であります。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は、1億1,365万5,000円の増額であります。保育単価の改定見込み等に伴う民間保育園の運営費委託料の増額であります。

6の認定こども園事業費は639万9,000円の増額で、特別な支援が必要な子供に対し、職員を加配した施設に対し、補助金を交付することに係る施設型給付費補助金の増額であります。

13の新型コロナウイルス感染症対策事業費は740万円の増額であります。補助対象の拡大により、新たに延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業が追加となったことによる民間保育園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の増額であります。

3目市立保育園費は1,930万8,000円の減額であります。

2の狭山保育園運営費は248万9,000円の増額であります。老朽化に伴う施設修繕料の増額等であります。

37ページをお開きください。

4目子育て支援費、1の子ども家庭支援センター運営費は268万9,000円の増額であります。利用件数の増に伴う育児支援ヘルパー委託料の増額及び組織改正に伴う経費の計上等であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は998万1,000円の増額であります。〔仮称〕第四小学校内学童クラブ整備工事費の計上等であります。

8目心身障害児通所施設費は440万円の減額。

また、39ページをお開きください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費は1,003万5,000円の増額、4項1目国民年金費は10万円の減額であります。いずれも職員人件費の補正であります。

41ページをお開きください。

4款衛生費は2,576万2,000円の増額であります。

1項保健衛生費は2,375万3,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は46万6,000円の増額であります。

4の成人保健事業費は62万7,000円の増額であります。子宮がん検診の検体回収が有償となったことに伴う、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業委託料の増額であります。

2 目予防費は2,295万円の増額であります。

1 の予防事業費は197万1,000円の増額で、感染症の影響による里帰り出産の件数の増加及び期間の長期化に伴う予防接種費助成金の増額であります。

4 の新型コロナウイルス感染症対策事業費は2,097万9,000円の増額であります。時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に係るワクチン接種医療機関等協力金及び3回目のワクチン接種に向けた準備経費の増額等であります。

43ページをお開きください。

3 目保健センター費、1 の保健センター運営費は33万7,000円の増額であります。感染症の対応等による電話料等の増額であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費は200万9,000円の増額であります。職員人件費の補正であります。

45ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業総務費は7万円の増額であります。職員人件費の補正であります。

47ページをお開きください。

7 款1 項商工費は232万6,000円の減額であります。

1 目商工総務費は240万円の減額であります。職員人件費の補正であります。

4 目消費経済対策費、1 の消費者保護対策事業費は7万4,000円の増額であります。会計年度任用職員の費用弁償の増額であります。

49ページをお開きください。

8 款土木費は2,180万9,000円の増額であります。

1 項土木管理費、1 目土木総務費は1,316万9,000円の減額であります。職員人件費の補正であります。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、4 の道路補修事業費は600万円の増額であります。道路補修費の増額であります。

3 項都市計画費は2,603万9,000円の増額であります。

1 目都市計画総務費は27万3,000円の減額であります。

6 のコミュニティバス等運行事業費は95万1,000円の増額であります。ちよこバスの車内放送装置の老朽化に伴う音声合成放送装置購入費の計上であります。

51ページをお開きください。

2 目下水道費、1 の下水道事業会計繰出金は52万円の増額であります。今回の下水道事業会計の補正予算に伴うものであります。

3 目公園費は2,579万2,000円の増額であります。

1 の公園管理費は1,559万2,000円の増額であります。上仲原公園等におけるナラ枯れ被害樹木の伐採や排水管清掃などの公園等維持管理委託料等の増額であります。

2 の狭山緑地管理費は270万円の増額であります。ナラ枯れ被害樹木の伐採等に係る狭山緑地植生維持管理委託料の増額であります。

4 のこども広場管理費は750万円の増額で、ナラ枯れ被害樹木の伐採等に係るこども広場維持管理委託料の増額であります。

4 項住宅費、1 目住宅管理費、1 の市営住宅管理費は293万9,000円の増額であります。居住者の退去に伴

う市営住宅解体工事費等の計上であります。

53ページをお開きください。

9款1項消防費は1,857万8,000円の増額であります。

1目常備消防費、1の消防事務委託費は1,847万5,000円の増額で、令和3年度の委託料が確定したことに伴う消防事務委託料の増額であります。

55ページをお開きください。

10款教育費は2,065万6,000円の増額であります。

1項教育総務費は862万6,000円の増額であります。

2目事務局費は139万3,000円の減額であります、職員人件費の補正であります。

3目教育指導費は1,001万9,000円の増額であります、15の国際理解教育推進事業費は26万7,000円の増額であります、小中学校における日本語指導及び適応指導の時間を追加配当することに伴う小中学校日本語指導委託料の増額であります。

17の情報教育推進事業費は402万円の増額であります、児童・生徒の増に伴うGIGAスクールにおけるタブレット端末の追加購入に係る電算機器等購入費の計上であります。

57ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費は234万3,000円の増額であります。

1の小学校運営費は47万5,000円の増額で、第八小学校及び第十小学校において、令和4年度から学級数が増えることに伴う消耗品費の増額であります。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は186万8,000円の増額であります、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る消耗品費及び感染症対策用備品購入費の計上であります。

3項中学校費、1目学校管理費は1,380万7,000円の増額であります。

2の中学校環境整備事業費は1,301万1,000円の増額であります、漏水改善に係る第一中学校トイレ配管改修工事費の計上であります。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は79万6,000円の増額であります、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る消耗品費及び感染症対策用備品購入費の計上であります。

59ページをお開きください。

4項社会教育費は1,754万9,000円の減額であります。

1目社会教育総務費は2,431万円の減額であります。

10の青少年問題協議会費は1万2,000円の増額、11の青少年対策事業費は1万6,000円の増額であります、いずれも感染症の影響により会議を書面開催で実施することに伴う郵便料の増額であります。

2目公民館費は37万4,000円の増額であります。

4の蔵敷公民館事業費は36万2,000円の増額であります、1階の網戸設置に係る施設修繕料の増額等であります。

61ページをお開きください。

3目図書館費、2の中央図書館事業費は79万2,000円の増額であります、図書館システム修正委託料の計上であります。

4目郷土博物館費、1の郷土博物館管理費は559万5,000円の増額であります、老朽化に伴う非常放送設備

及び防火シャッター等に係る施設修繕料の増額であります。

5項保健体育費は1,342万9,000円の増額であります。

1目保健体育総務費は801万8,000円の減額であります。

3のスポーツ振興事業費は657万8,000円の減額であります。感染症の影響による多摩湖駅伝大会やふれあい市民運動会等の中止に伴います負担金等の減額であります。

63ページをお開きください。

2目体育施設費は2,201万円の増額であります。

1の体育施設運営費は578万6,000円の増額であります。老朽化に伴う市民プールのスライダ撤去工事費の計上であります。

2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,622万4,000円の増額であります。体育施設等の臨時休業に伴う補償費の計上であります。

3目学校給食費は56万3,000円の減額であります。主に職員人件費の補正であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は4億505万1,000円の増額で、補正後の予算額は362億9,347万2,000円となるものであります。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

説明が終わりました。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 9分 休憩

午後 2時13分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

34ページの自立支援給付費等事業費のところ、財源として居宅介護等国庫負担基準超過負担額に対する補助金502万9,000円というのがありますけれども、これの対象となる事業について、ちょっと御説明いただきたいと思えます。

それから、同じページの自立支援医療・補装具給付事業費のところ、透析の増で補正予算、組まれたという御説明でしたけれども、国民健康保険特別会計などの説明で、保健事業をいろいろやっていく中で、透析はかなり、透析患者を食い止めてるという話もありましたけれども、そこら辺との関係で、この増がどのように評価されてるのかというのを伺いたいと思えます。

それから、9ページの国庫支出金ですけれども、報道では3,000億円のコロナ交付金が地方自治体に交付されるようですけれども、これ計上されていません。見込みについて伺います。

それから、68ページの会計年度任用職員ですけれども、最低賃金、引上げによる影響額は幾らなのか。それから、引上げは10月からということだと思いますけれども、これも確認したいと思います。

それで、資料頂きましたけれども、一般事務と臨時保育補助員と児童館業務員（その他）、それから図書館勤務員、スクール・サポート・スタッフが、1,020円から、最低賃金が1,041円に引き上げられたのに関わって、1,050円に時給が引き上げられたということですが、これらの全体としての人数ですね、引き上げられ

た人数、それからその割合ですね、会計年度任用職員全体に占める割合について伺います。

結局、最低賃金が引き上げられるたびに、時給を引き上げなくてはならないというふうになってるのは、報酬が最低賃金に張りついているからだと思いますが、官製ワーキングプア、なくしていく見地から、報酬の大幅な引上げを行う考えはないのか伺います。

それから、22ページの庁舎管理費、内容を伺います。

58ページの中トイレの配管改修もそうだと思いますけれども、予算編成方針では予防保全に切り替えていかななくてはならないけれども、事後修繕を中心に当面对応せざるを得ない状況だということになっています。

計画的に予防保全の対応をとっていたら費用は節約出来たということなのか、あるいはどの程度、節約出来たと考えられるのか伺います。

それから、24ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費ですけれども、市民会館の臨時休業等に伴う補償405万6,000円、それから64ページの体育施設等の臨時休業に伴う補償費1,622万4,000円、内容と対象期間を伺います。

それから、39ページ、生活保護費ですけれども、職員手当等が増額となっていますけれども、市民の暮らしが大変になっているのではないかと思います。自立相談支援事業の新規相談受付件数は、平成30年度、294件、31年度、296件に比べて、令和2年度は3倍以上の1,064件になっています。

コロナ危機が要因だと思いますけれども、令和3年度のこれまでの実績は、前年度、前々年度と比べてどうなっているのか。それから、そういうこととの関係で生活保護の職員体制や、そえるの体制は本来もっと拡充が求められているのではないかと思います。認識を伺います。

また、こうした状況から市民の雇用と営業、暮らしを支えるための施策を市独自にも打つ必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、41ページ、保健衛生費、ここ人件費は減少しています。お金をつけるかつかないかというだけの問題ではないと思いますけれども、第6波が来るかもしれないという状況の中で、例えば8月のように、コロナが蔓延して、自宅に事実上放置される人が150人とか200人とか出た場合に、保健所と協力してどのように命を守っていくのか、そういったシミュレーションや準備は、どのように今回されているのか、この補正予算、計上にあたって伺います。

それから、41ページ、コロナワクチン接種事業ですけれども、これに関わって幾つか伺います。

1つは、ワクチン接種の直近までの状況。それから、2つ目に、現在、集団接種については、みのり福祉園跡地は閉鎖されて、保健センターでの数日のみ残っていると。それから、個別接種も1か所だけになっています。接種が相対的に遅れている低年齢の方々などの接種は、この体制でいけるのかどうか伺います。

それから、3点目として、今後3回目の接種に向けた体制整備について、スケジュールを伺います。

それから、これまでの取組を踏まえた改善点についても伺います。

4つ目として、集団接種会場の増設や接種病院への要望も、私、伺っていますけれども、会場の増設や、接種日について、勤務や登校に影響の少ない金曜日を加えてほしいとの要望も聞いていますけれども、市としてこちら辺検討されているのか伺います。

5点目として、これまでやったタクシー券など接種会場への移動支援について。この予算の中で計上されているのか、それとも今後検討するのか伺います。

6つ目かな、個別接種について、かかりつけ医がない人はどうなるんだという声があります。

こちら辺について、実態、伺いますけれども、市のホームページでは、インフルエンザ予防接種実施医療機関の一覧が載っています。ここでは通院者に限るとか、定期訪問診療中の者に限る、入院患者に限るなどと記載され、このような記載がない診療所は、かかりつけでなくても接種ができるということが分かります。そういう理解でいいんだと思うんですが、ワクチン接種でも同様の情報を市民に周知すれば、かかりつけ医がいない人でも受けられるということが分かると思うんですが、そこら辺の対応について伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書、34ページ、自立支援給付費等事業費でございます。

こちらにつきまして、歳入というところで、居宅介護等国庫負担基準超過負担額に対する補助金というものが充当されてございます。

こちらにつきましては、対象が訪問系サービスに係る経費ということで、居宅介護サービス、あるいは重度訪問介護サービスというものが対象となる経費でございます。これにつきましては、国庫負担基準額というものが設けてございまして、その国庫負担基準額を超えた部分につきましては、東京都が補助をしているというところの歳入でございます。

続きまして、補正予算書、34ページ、自立支援医療・補装具給付事業費における更生医療でございます。こちらにつきましては、厚生医療における給付対象者、上半期に増えたという現状がございます。主には透析の患者の増ということで、上半期で5名、増えてございます。また、下半期にも増えるという予定でございます。

主に生活保護を受けられてる方ということが多いもので、こちらのほうは障害施策の自立支援医療、こちらを優先させるということで、保険給付がない生活保護の方に対しましては、医療費全額を更生医療の対象として、こちらのほうを支給するというところで、こちらのほう経費が増えているという現状がございます。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書、9ページ、国庫支出金の関係で、国の補正予算に関連した御質疑いただきました。現在、得られている情報といたしましては、令和3年11月26日に閣議決定されました国の経済対策によりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらにつきましては約6兆8,000億円の増額が見込まれているところでございます。

なおですね、制度の詳細及び各団体の交付限度額等につきましては、国の補正予算成立後に、別途、通知が送られてくることですので、新たに情報が得られ次第、対応を検討したいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○職員課長（岩本尚史君） 補正予算書、68ページ、会計年度任用職員の最低賃金引上げによる影響でございます。

基準日は10月1日から6か月というところで、今回の補正の中では概算で約400万円程度が影響額と見込んでおります。

また、改定に係る人数ということでございますが、556人、会計年度任用職員に対する割合としては51%でございます。

また、報酬の見直しの考え方ということでございますが、今後もこれまでと同様に、最低賃金の動向に注視しながら、近隣市との均衡も踏まえて、必要に応じた見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務管財課長（宮田智雄君） 補正予算書、22ページ、庁舎管理費の補正内容についてであります。主に新

規事業に係る費用として3件ございます。

1件目は、令和4年度に計画しております組織改正に伴う本庁舎内フロアレイアウト変更等に要する需用費や委託料などで、計1,040万円。

2件目は、本庁舎空調設備更新工事費で8,548万円。

3件目は、本庁舎1階の市民ロビー及び厚生棟にございますトイレ衛生配管改修工事費で983万7,000円でございます。

このほかに、コロナ禍の影響で不足が見込まれます光熱水費、それから電話料金の増額、また会計年度任用職員の報酬額の増額、これらを全部合わせまして総額で1億9,770万円になります。

なお、事後修繕を予防保全の対応と仮定した場合の効果額につきましては、推計等を行っておりませんので、現在のところ把握はしてございません。

以上でございます。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 補正予算書、24ページ、市民会館の臨時休業等に伴う補償費についてでございますが、令和3年4月1日から同年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症拡大を起因とする市民会館の臨時休業等に伴う補償費でございます。本来、臨時休業や収容制限、夜間利用時間の短縮などの制限をしなかった場合に見込めたとされる利用料金等を計上したものでございます。

以上でございます。

○**社会教育課長（高田匡章君）** 補正予算書、64ページ、体育施設等の臨時休業に伴う補償費1,622万4,000円の増額であります。

内容は、新型コロナウイルス感染症を起因とする市民体育館ほか、体育施設の臨時休業に伴う補償費でありまして、本来、臨時休業や夜間の利用時間の短縮をしなければですね、見込めたであろう利用料金等を計上したものであります。

内訳でございますが、市民体育館が535万5,395円、上仲原公園野球場及びテニスコートが118万8,100円、桜が丘市民広場が3万7,783円、教室などの自主事業に関するものが348万7,690円、市民プールが615万4,334円で、対象期間は、令和3年4月1日から同年9月30日までとするものであります。

以上でございます。

○**福祉部長（川口荘一君）** 補正予算書の39ページ、生活保護費の職員手当の増額、またそれに関連した御質疑でございます。

まず職員手当の増額につきましては、主に時間外勤務手当の増加によるものでございます。この理由としましては、緊急事態宣言の延長を踏まえ、国による生活困窮者への追加支援としまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の業務を現在行っております。7月以降、ケースワーカーも含めまして、生活福祉課の職員が時間外勤務での対応が生じたことによるものでございます。

今後におきましても、この支援金の業務が継続することなどが見込まれておりますことから、市の財源による独自の施策につきましては、現時点で予定はしてございません。

また、くらし・しごと応援センター そえるにおきましては、令和3年度の自立相談支援事業におけます新規相談受付件数が、前年度、前々年度の同時期と比べまして、現時点で増加しているような状況がございます。

このように市民の生活に関する支援、また相談が増加する中、生活保護等に係る職員体制につきましては、ケースワーカーの人数が、国が定める基準に足りていないといったような状況もございますので、今後も生活

保護制度の適切な運営を確保するためにはですね、引き続き職員体制の充実につきまして、組織を担当する部門との調整等を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、補正予算書の41ページ、保健衛生費の人件費に関してでございます。また、関連する質疑でございますけれども、保健衛生費の職員人件費の減額補正につきましては、主に健康課の職員の異動等によるものでございます。

そして、コロナの感染対策に関連する御質疑があったかと思っておりますけれども、東京都の保健所と市の健康課との職員の連携協力についてでありますけれども、10月以降、新型コロナウイルスの新規陽性者のうち、自宅療養となった方につきましては、保健所から市へ情報が提供されるようになってございます。

今後、第6波としての感染拡大が予想されておりますけれども、その感染状況に応じまして、随時、保健所と市の職員が連絡をとり、また役割分担等の調整を図って対応することとしております。健康課の職員体制につきましても、適切な対応ができるよう準備してまいりたいと考えてございます。

同じく補正予算書、41ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費に関しまして、何点か御質疑いただきました。

3回目の接種に向けて、全体的なことにつきまして、私から御説明申し上げます。

まず、今後の3回目の接種スケジュールでございますけれども、3回目としての追加接種は、2回目の接種が終了しまして、原則として8か月経過する18歳以上の方を対象として、実施する予定となっております。

このことを踏まえまして、今後、東大和市医師会など関係機関と、その接種スケジュールに関する協議を行い、確定してまいりたいと考えてございます。

次に、3回目接種における改善点についてでありますけれども、まず接種券等の郵送物につきましては、1回の郵送で必要な書類が届くようにしたいと考えてございます。また、1週単位で接種券等を送付しまして、対象者を絞るなどして、予約受付の混乱が生じないような改善を図りたいと考えてございます。

次に、接種日として、金曜日を追加することについてでありますけれども、まず集団接種に関しましては、市内の医療機関の休診日に、そこの医師に執務していただいておりますので、集団接種におきましては金曜日を接種日とすることは難しいと考えております。

金曜日の接種を御希望される方に対しましては、その日にワクチン接種を実施する市内の医療機関、個別接種ということで御案内する方向で考えてございます。

次に、タクシー券などの接種会場への移動支援についてでありますけれども、1回目、2回目、接種におきましては75歳以上の方を対象としましてタクシー券の支給を行いました。

3回目接種におきましても、同様の支給の方向で検討したいと考えております。

予算に関しましては、既定の予算の活用ということを、現時点では考えてございます。

私からは以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書、41ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

まず、ワクチン接種の直近の状況でございますけれども、国の予防接種記録システムVRSのデータによる11月29日時点での東大和市民の接種の実績でございますけれども、1回目の接種が6万4,800回、全人口に対する接種率は76%、また2回目接種につきましては6万4,153回、全人口に対しまして接種率は75.2%となっております。

次に、低年齢の方への接種体制についてでございますけれども、今後、満12歳になられる方の接種につきましては、対象人数と接種希望数等を推計し、保健センター等における接種体制を定めております。

また、2月以降に新たに12歳になる方、また1、2回目の接種を希望する方につきましては、3回目接種と併せて対応する方向で、今後、東大和市医師会と協議することとしております。

次に、かかりつけ医がない場合の個別接種における接種の可否でございますが、1、2回目の接種につきましても、市内医療機関におきまして、かかりつけ患者以外の市民の方の接種に対応していただいた医療機関が複数あります。このことから3回目の接種につきましても、1、2回目と同様に、かかりつけの患者以外にも対応していただける医療機関からの協力が得られるものと考えております。

以上です。

○総務管財課長（宮田智雄君） 先ほどですね、補正予算書、22ページで、庁舎管理費の補正内容について1点、訂正がございます。申し訳ございません。

答弁の中で、庁舎管理費の補正総額を1億9,770万円と答弁してしまいましたが、こちらは1億977万円になります。

訂正しておわび申し上げます。よろしく願いいたします。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

9ページの国庫支出金のところで、今御答弁でコロナ交付金、6兆8,000億円ということでしたけれども、私の理解だと、そのうち6兆5,000億円ぐらいが、給付金とかのいろんな協力金等で、3,000億円が市町村で、ある意味、独自に使えるものとしてあるんじゃないかというふうに認識してたんですけど、ちょっとそこら辺、確認します。

それから、41ページの保健衛生費のところで、今、自宅療養者については、保健所と市が情報共有できるようになってるということで、これは9月議会でも要求したことで、これ市としてきちっと関与できるというのは大切な前進だと思います。先ほど答弁あったように、現状はね、もうほとんどそういうことはないですけども、150人、200人といった段階で対応できるような、そういう準備もされるということなので、これはぜひお願いしたいと思います。

それから、41ページのコロナワクチン接種事業のところで、タクシー券などの移動支援についても検討していただくということで、ぜひこれは進めていただきたいと思いますが、最後のワクチン接種のかかりつけ医の関係で私が伺ったのは、インフルエンザの予防接種の一覧表には、かかりつけでなくても接種ができるということが分かるような記載になってるので、こういう形で、かかりつけ医がいなくても、ここへ行けばワクチン接種できるんだということが、広く市民に分かるような状況をつくっていただく必要があるんじゃないかという趣旨なんですけど、その点について再度伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書、9ページ、国庫支出金の関係で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内訳ということかと存じ上げます。こちらのほうについてなんですけど、はっきりと国のほうの予算が市町村で使える、その自由に使える額というところ、把握は出来ておりませんが、逆に使えない、市町村では使えなさそうな額としましては、協力要請推進枠等ということで5兆円、また検査促進枠分で3,000億円というところでは、報道等でも出ているところでございます。

詳細については、現在、把握出来ておりませんことから、また分かり次第、対応のほう、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書、41ページ、保健衛生費、新型コロナウイルス感染症対策事業についてでございます。保健所との協力体制についてでございますけれども、今年の8月、9月にかけては、市内におきましても、新規陽性者の拡大により、自宅療養者の方が非常に多く、本当に出てまいりました。保健所と市との間では、第6波に備えまして、基本的に保健所のほうの体制を強化するというような形で、連絡のほういただいております。

そのほか保健所を含めて、東京都のほうのフォローアップ支援センター等も強化を図るといったような、様々な対応をして迅速に支援ができるように整えるということ聞いております。その中で、市として保健所と、実際に感染が拡大したときに、早めに情報を共有しながら、保健所のサポートができるような形で、その状況に応じて、その都度、役割や機能分担を行っていくというような形で、情報の共有を図って、また対応の方針を確認しているところでございます。

続きまして、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の高齢者のインフルエンザワクチンと同様に、ホームページ等での表示が出来ないかということでございますけれども、今現在、新型コロナワクチンの3回目の追加接種のうち、市内医療機関で、個別接種の御協力いただけるところを、医師会と協議をしているところでございます。

その協議を進める中で、市民の皆様へ分かりやすい周知や広報等について、高齢者のインフルエンザの予防接種と同様な表示が出来ないかどうかについても、今後、協議をする中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 1つ目は、補正予算書の34ページの子ども・子育て支援会議運営費のところ、会議の開催が増えたということだったんですけれども、これはコロナで出来なかったものが、感染が落ちついてできるようになったということなのか、それとも議論すべき内容が何か増えて開催がされたということなのか伺います。議論すべきこと、何か話し合う必要があるものがあつたということであれば、どのような内容なのかも伺います。

次に、補正予算書、38ページの（仮称）第四小学校内学童クラブ整備工事費のところ、何点か伺います。

新設ということなので、現在、学校敷地に隣接している第四クラブについては、そのまま残して新しく校舎内に整備をするというふうに理解してありますが、待機児童との関係では、6月、私、一般質問でお伺いしたときは、第四クラブについては0人、ランドセル来館は44人、待機児童です——ということでした。なぜ新設ということになったのかということで、その当初に学童は保留となって、ランドセルに行った子がいるのであれば何人いたのかなども含めて、新設になった経緯について伺います。

それから、これ新設ということになって、今現在ある第四クラブを閉所していくということも考えているのか、その辺りの認識を伺います。

続いて、同じこの学童のところ、聞きますが、学校内に造られるということですので、登録児童、何人ぐらいになるのかということと、それから設備について校舎内のどの教室を使う予定なのか、広さはどのくらいなのか、その教室は現在学校の教育活動の中ではどのように使われているのかなど詳細を伺います。

それから、校舎内に造られた学童保育所としては、第三クラブで造られてますけれども、こちら児童館にあった際はお湯も使えたんですが、学校校舎内ということで、今、水しか使えなくなったというふうに聞いて

ます。その点、今回はどのように対応されるのかも伺います。

もう一点、この学童クラブのところで伺いますけれども、教育活動との関係で学童クラブが、学校内、校舎内に設置をされるということで、教育活動が阻害されるようなことはないようにする必要があると思うんですが、今、校舎内にある第三クラブで実際に起きた事例などを参考に、どのような改善が必要と考えているのか伺います。

次に、補正予算書、56ページの電算機器等購入費のところ、GIGAスクールのタブレットということで、内訳を伺います。小学校、八小と十小の学級数が増えるということなので、卒業する中学生よりも、新入学の小学生が増えるということだと思えますけれども、これ全額、来年度からは市の持ち出しということになると思いますので、今後の見通しというんですかね、数の見通しについて伺います。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時54分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 34ページ、一番下の子ども・子育て支援会議運営費の増額でございますけれども、新型コロナ対策で、書面会議、1回増やしたということと、来年度、新規の事業があった場合に、来年の3月に会議を開く必要がありますので、増額をさせていただくということでございます。

以上です。

○青少年課長（石川博隆君） 補正予算書、37から38ページ、学童保育所運営費に関してですね、大きく5点ほど御質疑、頂戴しました。

まずですね、第四小学校内に学童保育所を開設するに至る経緯でございますけれども、第四小学校に隣接している第四クラブ、学童保育所ですけど、こちらは近年、入所申請が多くありまして、今年におきましても定員を60人のところ弾力的に76人として対応しておりますが、それでも入所保留というような形で、17名の児童の方が令和3年当初、申請、入所保留となったという形になっていることでございます。

こういった形で、入所保留の児童が大分増えているということとですね、第四クラブの中で大分そのお子さんたちも増えていまして、密になっている状況ということで、今般のコロナ関連の感染拡大防止のためと、それから密を避けたより少ない定員で運営する等の環境改善、このために教育委員会と第四小学校と協議を進めまして、御了解をいただくということで、今回、関連の予算の経費を計上させていただいたものということでございます。

次に、こちらの現行の第四クラブでございますが、こちらについては今回、増設はですね、今申し上げましたとおり、第四クラブの環境改善と、入所保留の児童の解消ということを図るものでございますので、引き続き学童保育のニーズが見込まれる間につきましては、閉所ということは考えてはございません。

続きまして、3つ目ですけども、学校のどこの教室というふうな形になるんですけども、校舎2階、東側の視聴覚室、学校のほうで視聴覚室のほうをですね、授業中はそういった形で、授業に使っている所を、放課後ですとか休業中とか——ところにですね、一時的にお借りするという予定で考えてございます。

広さでございますけれども、図面上はおおよそ100平米というふうな形で、増設するその部屋にですね、

定員としましては、一応40名を今、現在予定をしております、第四クラブと現行の合わせて100名という形の定員を考えてございます。

4つ目でございます。設備の関係でございますけれども、学校の教室でございますので、ガス設備等、三クラブと同様に設備がないわけでございますので、事前に電動ポットを購入いたしまして、お湯等ですね、その確保に努めたいというふうに考えているところでございます。

それから、教育活動の関係ですけれども、第三クラブの関係もいろいろとありましたけれども、こちらにつきましてはですね、受託事業者と定期的に連絡会議を持ってございます。今後ですね、市と学校、それから受託事業者と、各クラブの支援員と連携を密に図りながらですね、学校の行事の把握ですとか、入所児童についての情報共有を行って、利用児童の個々の特性に合わせた形で、学校活動にも配慮しながら、保育に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○**学校教育部参事（小野隆一君）** 補正予算書、56ページ、電算機器等購入費についてでございますが、令和4年度は今年度と比較しますと、30名程度の児童・生徒の増加が見込まれております。今後の見通しについてでございますが、令和5年度以降は、児童・生徒数の減少を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 補正予算書、38ページの（仮称）第四小学校内学童クラブ整備工事費のところ、お湯、校舎内に移設して水しか使えないということで、そもそも学童保育所と学校というのは、目的も役割も違う施設で、学校施設の中にもお湯が必要かどうか、それはまたそういう議論もあると思うんですけども、少なくとも学童保育所というのは、放課後だけでなく、夏休みなど長期休暇中は1日を子供たちが過ごすわけで、その飲み水、飲み物としてのお湯ということだけではなくて、手足を洗ったりとか、いろいろあると思うんですね。そのお湯という限定ではなくて、やっぱり最低限、子供たちが1日を過ごす生活の場として考えるのであれば、私は台所が必要ではないかと思うんですけども、その点、役割が違う施設に入れるということですから、やはり学童保育所の施設整備というのは大変重要だと思うんですが、その点の御認識を伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** 補正予算、38ページ、学童保育所運営事業の関係でございます。お子さんが教室内で、1日、生活の場というふうな形で過ごすということでございますが、台所、給湯室ですとかね、ミニキッチン的な、ほかの学童保育所、クラブ、育成室もありますけれども、基本的にはそういった部分につきましては、支援員、指導員さんですとか、その補助員ですか、そのクラブの職員さんが主に使うということで、基本的にそのお子さんがですね、お湯を使ったりとか、何か物を洗ったりとかということはさせてあげませんので、基本的には職員さんがそういったお部屋で物を洗ったりというふうな形でやるというふうなことですね。あとは例えば食器の乾燥したりなんなりということにつきましては、こちら今現在、三小の三クラブもそうですけども、食器乾燥機を購入して設置をしましたりですとか、第四クラブにつきましても、そういったものを買って置いたりですとか、また当然コロナの体制もそうですけども、空気清浄機等の配置ですとかというふうなことで、衛生面ですとか、それから感染症対策も十分した上ですね、子供たちが1日も、放課後もそうですけども、安心して生活が送れるような、そういった環境を努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 補正予算書、38ページの今の学童保育所のところなんです、第四クラブのランドセル来館については、そのまま残すということなのか、ちょっと確認をさせていただきます。

それから、もう一点、補正予算書、52ページの公園管理費のところ、ナラ枯れの対応について幾つか予算計上されてますけれども、このナラ枯れの被害状況というのが、今全体でどのようになっているのか、そのうちどれくらい対応して、これからどれくらい対応が必要なのかというような、ちょっと量的なところを教えてください。それから、もう一点、その伐採した樹木の処理の仕方についてお伺いします。

○青少年課長（石川博隆君） 補正予算書、38ページ、学童保育所運営事業費の関係でございます。

関連する第四小学校内にありますランドセル来館で使っている教室でございますけれども、第四小学校内にですね、こちらの学童保育所が増設というふうな形になりましても、入所保留の児童はそこで入っていただけるのかなと思いますが、平成31年度からランドセル来館と学童保育所と、どちらか利用しやすい方を利用できるような形になってございますので、学童のほうが入所できるといっても、必ずしもランドセルの利用がゼロになるとはちょっと限りませんので、しばらくはランドセル来館事業もですね、並行して実施する必要があるかというふうに現在では考えてございます。

以上です。

○環境部長（松本幹男君） 補正予算書、52ページ、公園管理費でございます。

ナラ枯れの被害状況ということでございますが、こちらの多摩地域の状況でいきますと、確認したところ、被害の一番少ないところで2倍程度で、多いところでいきますと昨年度と比較しまして7倍ほど被害が拡大してるというふうに聞いております。

当市の状況でいきますと、職員とあとボランティアさんの協力をいただいて、昨年8月と今年8月、被害樹木を目視で確認しております。狭山緑地の例えになってしまうんですが、状況でいきますと昨年8月時点で42本程度であったものが、今年8月には確認しましたところ186本に増えてるということで、4倍を超えてるという状況でございますので、当市の被害の状況というのは、かなりひどいかなというふうに考えております。

それとあとナラ枯れ樹木の伐採後の処理でございますが、一昨年前まで国の通知でいきますと、伐採後は焼却処分ということでなっておったんですが、適切な処理が行えれば再資源化も可能ということで、当市の場合についてはですね、受託者において堆肥化をさせてるというところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第70号議案 東大和市一般会計補正予算（第7号）について、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策など必要な予算を計上したものです。

自宅療養者支援についても、保健所と情報を共有して適切な支援が行えるよう対応していきたいという御答弁いただきました。

それから、移動支援は1回目、2回目のときには75歳以上の方に1,000円のタクシー券を送付しましたがけれども、これまでの予算の中で同様に検討するという御答弁もいただきました。

それから、ワクチン接種の送付や、やり方等の改善についても進めていきたいということで、金曜日の集団接種は難しいけれども、金曜日に接種できる医療機関を紹介するというような御答弁もいただきました。引き続き、この点では十分な対応を求めたいと思います。

それから、学童保育所の待機児童対策のため、新たな学童保育所を整備することを評価します。しかし、設備については学校とは目的も役割も違う学童保育所としての十分な設備を整備することが求められます。学童保育所は放課後だけでなく、夏休みなど、長期休暇中は子供たちが1日を過ごす第2の家庭、生活の場としての機能が必要です。学童保育所専用の場所であることはもちろん、台所や食事の場所、休息のためのスペースも必要です。子供たちの生活の場としてふさわしいものとなるよう、市が責任を持って環境整備することを求めます。

また、学校内に整備する場合、学校の教育活動を妨げたり、教育機能の低下を招くようなことがあってはならないと思います。今後、学校内に学童保育所を整備する際には、敷地内に専用の学童保育所を設置することを強く求めます。

補正予算（第6号）の賛成討論でも、コロナ危機から市民の命と暮らしを守るために、国と東京都の財政措置の範囲内ではなく、基金を取り崩してでも必要な対策を取るよう求めました。第6波を起こさないための対応、第6波が来たときに対応できる準備を、感染が収まっているこの時期にきちんと取るべきです。8月には市内でも150人以上の感染者が、事実上、自宅で放置され、少なくない方々が命の危険にさらされる事態となりました。このようなことが繰り返されないよう、保健所と市が一体となって市民の命を守るための取組が行えるような十分な体制を整備すべきです。

ワクチン接種とともに大規模なPCR検査を、特に医療施設や介護施設、障害者施設とともに、ワクチン接種の対象となっていなかったり、接種が遅れている低年齢層、小中学校や保育園・幼稚園などで推進し、クラスターを防いでいくこと、希望者が無料でPCR検査が受けられる状況をつくること。

コロナ危機が長期化するもとの、介護施設や障害者施設への給付金の再支給や、減収に見舞われている中小事業者への直接支援を融資の有無などで選別することなく実施することなどです。

6号補正後の積立基金等残高見込みは83億円を超えました。国などのコロナ交付金を速やかに計上して、活用するだけでなく、こうした災害時にこそ積み上げてきた積立基金等を積極的に活用することを求めて討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第70号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第71号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第19 第71号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第71号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金及び保険給付費等交付金の東京都への返還に伴います基金費等につきまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億46万6,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の都支出金は150万円の増額で、傷病手当金に対する保険給付費等交付金（特別交付金）の増額であります。

第6款の繰入金は320万円の減額で、一般会計からの職員給与等繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は320万円の減額で、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を減額するものであります。

第2款の保険給付費は150万円の増額で、傷病手当金を増額するものであります。

第6款の諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は484万2,000円の増額であります。東京都への保険給付費等交付金の返還金の増額であります。

第2項基金費は484万2,000円の減額であります。前項の返還金の増額に対し、国民健康保険事業運営基金積立金（原資分）を減額することにより支払うものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第71号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第72号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第20 第72号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第72号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,118万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第9款の繰入金は494万円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款総務費は494万円の増額で、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第72号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第73号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第21 第73号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第73号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計

補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ475万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,422万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は475万円の減額で、一般会計からのその他の繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は475万円の減額で、一般職給料等の補正につきまして、総務管理費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第73号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第74号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第22 第74号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第74号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費や、令和2年度決算に基づく利益剰余金の処分に伴います、一般会計への繰出金の計上等につきまして、収入支出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、総則で、令和3年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的支出の補正で、令和3年度東大和市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。第1款、下水道事業費用は12万6,000円の増額であります。

第1項、営業費用は10万円の増額で、人事異動等に伴う給料の減額及び職員手当等の増額に伴う総係費の増額であります。

第2項、営業外費用は2万6,000円の増額で、流域下水道事業債利息の増額に伴う支払利息及び企業債取扱諸費の増額であります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文中、「4億9,525万5,000円は」を「5億278万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億7,747万7,000円」に、「4億9,525万5,000円で」を「3億1,777万8,000円及び繰越利益剰余金処分額753万2,000円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款、資本的収入は52万円の増額であります。

第4項、他会計補助金は52万円の増額で、他会計補助金の増額であります。

支出であります。第1款、資本的支出は805万2,000円の増額であります。

第1項、建設改良費は52万円の増額で、人事異動等に伴う建設総務費の増額であります。

第6項、その他資本的支出は753万2,000円の増額で、令和2年度決算に基づく利益剰余金の処分に伴います一般会計繰出金の計上であります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、予算第9条中、「8,945万6,000円」を「9,007万6,000円」に改めるものであります。

第5条は、他会計からの補助金の補正で、予算第10条中、「3億3,290万6,000円」を「3億3,342万6,000円」に改めるものであります。

以上であります。以上が、予算に関する説明書及び予算に関する説明資料の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第74号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第77号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第8号）

○議長（関田正民君） 日程第23 第77号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第8号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第77号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、子育て世帯に対する適切な配慮を行うことを目的に、主に18歳以下の子供がいる世帯に対し、対象児童1人当たり5万円の臨時特別給付金を支給することとなりました。

この給付金について、年内の支給を目指し、可能な限り速やかに支給を開始するため、歳入歳出予算の補正

が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,978万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369億4,325万9,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は6億4,978万7,000円の増額で、子育て世帯への臨時特別給付金に係る事務費及び事業費補助金の計上によるものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の民生費は6億4,978万7,000円の増額で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費の計上によるものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（中間建二君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

補正予算書の8ページ、子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

まず、今回の補正では、子育て世帯に臨時特別給付金を支給するわけですが、約2年に及ぶコロナ禍が、当市の子育て家庭に与えた影響についてどのように認識をされているのか伺いたいと思います。

次に、事前に頂いた情報提供資料によりますと、今回の給付金の対象児童数は1万2,827人を想定されているとのことでしたが、現在、市内に18歳以下の子供が何人いらっしゃるのか、また今年度中に新たに誕生する赤ちゃんは何人を想定しているのか。また、それらの合計のうち、何%が今回の特別給付金の対象者となっているのか、伺いたいと思います。

次に、対象児童数のうち、児童手当の仕組みを活用して給付ができる人数と、新たに所得等の審査が必要となる高校生の対象人数は何名と見込んでいるのか。また、現在の児童手当受給者にはいつ頃給付できる見込みなのか、また審査が必要となる高校生への給付時期の見通しについてもお尋ねをいたします。

次に、今回の子育て家庭における給付は、本来であれば所得制限なしで、全ての子供に対して迅速に給付できることが望ましかったと考えますが、現場の事務をつかさどる自治体としてはどのように考えていらっしゃるのか。また、児童手当以外の所得制限を設けた場合は、全ての世帯の所得等の審査が必要になると思われませんが、その場合、対象者に給付を行うにはどのくらいの期間が必要になると想定できるのか伺いたいと思います。

最後に、児童虐待やDV被害等、やむを得ない事情で住民票が移せず避難をしている子供、御家庭に対して

はどのような手続が必要になるのか。また、対象となる子供については、どのくらいが想定をされるのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書、8ページ、子育て世帯への臨時特別給付金の幾つか質疑をいただきました。まず初めに、約2年に及ぶコロナ禍の子育て家庭に与えた影響でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、自粛生活や子供への感染防止対策などの心労に加え、収入面の減少による家計の負担増が生じていると認識しており、市では国の施策に基づく給付金事業や、市の独自事業による支援を、これまで実施してきたところでございます。

次に、今回の給付金の対象児童や、何%の対象者があるかということでございますが、人口統計の情報等から、18歳以下の子供の数を1万3,492人、新たに出生する児童数を300人程度と見込んでおります。このうち、約93%の児童が対象児童になると見込んでおります。

続きまして、対象児童数のうちですね、児童手当の仕組みを活用して給付できる人数等でございますが、児童手当対象児童は8,650人程度と見込んでおります。高校生については、2,700人程度と見込んでおりますが、兄弟に児童手当対象児童がいる高校生、900人ほど見込んでおるんでございますが、この高校生については申請を必要とせず、児童手当受給口座へ、プッシュ型と言われるもので迅速に支給出来ますことから、申請を必要とする高校生は1,800人程度と見込んでおります。

基準日が、令和3年9月30日を基準日となるんでございますが、その基準日における児童手当受給者の方には、年内12月23日の支給を目指し、今後、事務を進めていく予定でございます。

申請が必要となる高校生等につきましては、12月下旬に申請書を発送し、受付を開始、1月下旬から順次支給を開始する予定でございます。

続きまして、所得制限に関する質疑でございますが、所得制限を設けない場合、児童手当受給者については、基準を超えている児童手当の特例給付世帯まで範囲を広げ、プッシュ式による迅速な給付が所得制限を設ければ可能となりますが、児童手当受給者ではない高校生のみの世帯などについては、振り込むための口座情報等がないことから、いずれにしても申請が必要となります。

また、児童手当以外の所得制限を設けた場合についてでございますが、その所得制限に対応したシステムの構築が必要となることや、プッシュ式での支給が出来ず、対象と思われる世帯全ての方に申請書類を送付し、受付後、審査、決定をする必要があることから、多くの方に給付が完了するためには、現在見込んでいるスケジュールに比べ、かなりの日数を要することになることが考えられます。

最後に、児童虐待やDV被害等の方への対応でございますが、やむを得ない事情で住民票を移していない世帯であっても、基準日において、当市から児童手当を受給している場合は、他の児童手当受給者と同様の手続で給付となります。

基準日以降に避難してきた場合につきましては、避難先での児童手当の認定請求を行い、児童手当の受給者変更の手続が必要となります。

児童手当受給者以外の高校生のみの世帯につきましては、もし個別にですね、申し出いただき、申請する必要があります。なお、対象となる子供の数については、現在、特に把握はしておりません。

以上です。

○5番（森田真一君） 1点、お伺いします。

今回、報道では現金5万円と、クーポン券5万円に分けて2段階で支給をされるということなんですけれども、これについてはいろいろ多くの方が意見もありまして、これ11月26日付の朝日新聞の報道ですけど、立憲民主党の後藤祐一衆議院議員が、衆議院予算委員会の理事懇談会に出席をされた際に、財務省が現金5万円とクーポン5万円に分けて支給をすることで、事務費が全て現金支給で行われれば300億円で済むところを、現金とクーポンに分けたことで、事務費が900億円増えて、都合1,200億円かかると、こういう説明をされたということをお知らせと報じられています。

こういった、どうしてこういうふうになるのかなという素朴な疑問も生じるようなこともありまして、今マスコミを通じて、国民の声なんかでも、一律で10万円、出せばいいじゃないかというような御意見も多々あるようです。

実際に、自治体で独自に一括して10万円を給付するという事は、仕組み的に、法的には可能なのかどうかということをお伺いしたいと思います。私も自分なりにいろいろ、公式の資料では何て書いてあるのかとか調べてみたんですけども、11月19日の閣議決定で10万円相当の給付をやるということ以外は、具体的に公式に書かれたものって見つからないんです。私が見落とししたのかもしれないんですけど、分かるところで教えていただければと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 予算書8ページ、子育て世帯への臨時特別給付金の一括して10万円を給付することについてでございますが、こちら国がですね、今回の給付金については、国の予備費を活用し、年内支給を目指しており、一方、子育て世帯にクーポンを配布する事業は、補正予算に計上し、来春の支給を目指しており、異なるものであることから、単純に両者を合計して10万円を1度に支給することは、事業の趣旨に合わないとの国の考えを示しておりますことから、一括の支給は実施出来ないのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔19番 中間建二君 登壇〕

○19番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は公明党を代表し、令和3年度東大和市一般会計補正予算（第8号）に賛成の立場で討論を行います。

約2年に及ぶコロナ禍においては、感染拡大を防止するために、全ての国民が自粛生活を余儀なくされました。その中でも、さらに著しく影響を受けたのは子育て家庭であり、子供たちであります。

コロナ禍が続く中で、全国的には心身に不調を来し、不登校となった児童・生徒数が増加し、自殺行為に及ぶ子供の数も過去最多となっております。

本補正予算における子育て世帯への臨時特別給付金事業は、コロナ禍における子育て家庭への心身の負担軽

減に加えて、食費、通信費、教育費等の負担軽減を図ることを目的に給付されるものであり、社会全体で子育てを支援する制度を構築し、子供たちの健やかな成長を支えていくための一貫した事業であります。

当市においては、昨年の5月に実施いたしました全市民を対象とした、1人10万円の臨時特別給付金と同様に、本事業の重要性を踏まえ、スピード感を持って迅速に対応されていることを高く評価し、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

この給付金は、児童手当受給世帯に対しては申請を待つことなく、迅速にプッシュ式で行えるとの御説明でありましたが、このような申請を必要としない給付措置が実施できることは画期的なことであり、今後、マイナンバーカードと個人口座をひも付けしておくことの有用性が再認識をされました。

また、政府においては方針が決定をされております子供1人10万円相当の給付のうち、残り5万円分は子育て関連に限定したクーポン券を配布するとされておりますが、自治体の実情に応じて現金給付も可能とされております。この点についても、子育て家庭におけるニーズや地域経済に与える影響、市における事務経費や、事務の負担軽減等も十分に踏まえて検討を重ねていただくことを求めまして、賛成の討論いたします。

〔19番 中間建二君 降壇〕

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 令和3年度一般会計補正予算（第8号）に、賛成の立場で討論いたします。

政府は去る11月19日の閣議決定で、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、児童を養育している者の年収960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち1人当たり10万円相当の給付を行うとしました。

そもそも、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中というのであれば、今回、対象となる子育て世帯や、住民税非課税世帯に限らず、年収200万円以下のワーキングプアの方や、全世帯の4分の1を占める貯蓄ゼロ世帯の方々など、幅広い人々を対象にして給付されてしかるべきかと思えます。

子育て世帯への給付については、閣議決定では10万円相当の給付を行うとしていましたが、その後、現金5万円と来年春のクーポン券5万円分という2段階の支給となることが報道されると、多くの国民から疑問の声が出されています。

先ほども紹介いたしましたが、11月26日付の朝日新聞では、立憲民主党の後藤祐一衆議院議員が、衆議院予算委員会、理事懇談会に出席の際に、財務省から現金5万円とクーポン券5万円に分けて支給することで、事務費が300億円から1,200億円へと膨れ上がると、こういう説明されたことも明らかになったと報じられています。

財源が違うからという理由で、閣議決定で示した10万円相当というものも覆して行われる無意味な執行をやめ、浪費をやめ、速やかに全額現金で給付されることが求められます。

また、子育て支援に必要なお金として、子供たちの人数に乗じて支給をするのであれば、親の年収で差別されることも本来はふさわしくありません。これらの不合理な点は正されるべきと考えますが、今回の支給に当たっては、迅速な現金支給を行う必要があるということを考慮し、本案に賛成をするものです。

以上です。

〔5番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第77号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第8号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第24 陳情の付託を行います。

11月24日、正午までに受理した陳情のうち、委員会での審査に付託することと決定した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時45分 散会